

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【届出者の氏名又は名称】	ソルスティシア株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 宮下 央 / 同 海沼 智也 / 同 林 竜希 / 同 内藤 恵介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ソルスティシア株式会社 (東京都港区六本木六丁目10番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ソルスティシア株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、スター精密株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参考書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる場合があります。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の法人及びその役員に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人及び当該法人の関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。

- (注11) 公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、これらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e- 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)又は関連する有価証券を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、もしくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者又はその関連者の英文ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)により米国においても英文で開示が行われます。
- (注12) 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注13) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注14) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

スター精密株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権(下記 から の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といい、下記 乃至 の新株予約権を総称して、以下「本株式報酬型新株予約権」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。)

2014年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権(以下「第1回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2014年6月9日から2044年6月8日まで)

2015年5月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回株式報酬型新株予約権(以下「第2回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年6月15日から2045年6月14日まで)

2016年5月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回株式報酬型新株予約権(以下「第3回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年6月13日から2046年6月12日まで)

2017年5月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回株式報酬型新株予約権(以下「第4回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年6月12日から2047年6月11日まで)

2018年5月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回株式報酬型新株予約権(以下「第5回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年6月11日から2048年6月10日まで)

2019年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回株式報酬型新株予約権(以下「第6回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年4月15日から2049年4月14日まで)

2020年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回株式報酬型新株予約権(以下「第7回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年4月13日から2050年4月12日まで)

2019年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回通常型新株予約権(以下「第13回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月1日から2026年5月31日まで)

2020年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回通常型新株予約権(以下「第14回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年6月1日から2027年5月31日まで)

2021年3月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第15回通常型新株予約権(以下「第15回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年6月1日から2028年5月31日まで)

2022年3月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第16回通常型新株予約権(以下「第16回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は2024年6月3日から2029年6月2日まで)

2023年3月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第17回通常型新株予約権(以下「第17回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は2025年6月2日から2030年6月1日まで)

2024年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第18回通常型新株予約権(以下「第18回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は2026年6月1日から2031年5月31日まで)

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、Taiyo Pacific Partners L.P.が運営する投資ファンド及びそのグループ(以下、総称して「タイヨウ・パシフィック・パートナーズ」といいます。)であるTaiyo Unleash Acrux Holdings, LP(以下「本ファンド」といいます。)がその発行済株式の全てを所有しており、対象者の株券等を取得及び所有すること等を主たる事業目的として、2025年10月17日に設立された株式会社です。

タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、米国ワシントン州を拠点とし、2001年に米国デラウェア州法に基づき設立された企業の潜在力を解き放つことを目的とするグローバル投資ファンドです。日本においては2003年の運用開始以来20年を超える運用実績を誇り、本邦のエンゲージメント投資の先駆けとして、経営陣との信頼に基づく協働により、長期的な視点から持続的な企業価値の向上を目指す友好的な投資スタイルを特徴としております。

タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、革新への熱意を有する経営者・創業者と手を組み、よりGreatな会社へと飛躍する企業変革を共に成し遂げることをミッションとしております。そして、「ポジティブな、重要な、そしてGame-changingな変革は、組織の「中」から生まれてくる」という信条に従い、柵のない外からの視点より、常に誠実な態度で、現状を問い直し、前向きな質問を投げかけることで、企業の「中」にあるアイデアやタレント、経験、技術、ノウハウといった力を共に「解き放つ」価値創造アプローチを重視しております。そのため、徹底的なボトムアップリサーチで厳選した、競争優位な独自技術・ビジネスモデルと潜在的な成長ポテンシャルを有する少数の投資先企業との徹底的な価値共創にこだわり、経営陣との積極的な対話を通じた事業内容・経営課題への深い理解に基づいた企業価値向上支援を特徴としております。日本における上場企業の非公開化案件の実績としては、ローランド株式会社を2014年10月に非公開化し、上場廃止(2014年10月27日)前の2014年3月期と2020年12月16日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に再上場を果たしたのち

の通年実績である2021年12月期との比較において、同社の単一セグメントである電子楽器事業（当時連結子会社であったローランド ディー・ジー・株式会社の事業を除く）の売上高は185%、EBITDAは492%、ROIC（注1）は718%となる成長を果たしました。また、欧米でリーダーシップポジションのマーケットシェアを誇ると考えている産業用大判プリンタ会社であるローランド ディー・ジー・株式会社を2024年9月に非公開化し、企業価値の更なる向上に向けて伴走支援しております。日本の資本市場では、まさに「自ら運命を変えるか、他者に変えられるか」が問われる時代が訪れていると考えております。タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、この20年余り、自らの意思で変革の舵を取ることを選び、より強く、偉大な企業を目指す経営者・創業者に寄り添い、組織が持つ潜在力をともに解き放ってきました。そしてこれからも、変わらぬ姿勢のもと、自らのビジョンを掲げて変革を選ぶ経営リーダーの資本パートナーとして、持続的な成長と価値創造とともに推進していきたいと考えております。

（注1） 「ROIC」とは、Return On Invested Capitalの略称で、投下資本利益率をいいます。

なお、本書提出日現在、Taiyo Pacific Partners L.P.が投資一任契約に基づき投資権限及び議決権行使権限を有する本ファンドが対象者株式17,304,700株（所有割合（注2）：35.69%）を所有しております。本ファンドは、公開買付者の発行済株式の全てを所有しているため、公開買付者の特別関係者に該当します。また、Taiyo Pacific Partners L.P.は、下記「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」の「(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）」のとおり、公開買付者との間で共同して対象者株式の議決権を行使することを合意しているため、公開買付者の特別関係者に該当します。なお、公開買付者は本書提出時時点で対象者株式を所有しておらず、本ファンド以外のタイヨウ・パシフィック・パートナーズも対象者株式を所有しておりません。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2025年11月12日付で公表した「2025年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（48,481,334株）に、対象者から報告を受けた2025年9月30日現在残存する本新株予約権の合計である6,240個（注3）の目的となる対象者株式の数（624,000株）を加算した株式数（49,105,334株）から、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（617,362株）を控除した株式数（48,487,972株）（以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

(注3) 対象者から2025年9月30日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2025年9月30日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
第1回株式報酬型新株予約権	34	3,400
第2回株式報酬型新株予約権	25	2,500
第3回株式報酬型新株予約権	46	4,600
第4回株式報酬型新株予約権	83	8,300
第5回株式報酬型新株予約権	86	8,600
第6回株式報酬型新株予約権	151	15,100
第7回株式報酬型新株予約権	341	34,100
第13回通常型新株予約権	1,224	122,400
第14回通常型新株予約権	350	35,000
第15回通常型新株予約権	1,190	119,000
第16回通常型新株予約権	730	73,000
第17回通常型新株予約権	910	91,000
第18回通常型新株予約権	1,070	107,000
計	6,240	624,000

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、対象者株式(譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。))及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)並びに本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及びTaiyo Pacific Partners L.P.が投資権限及び議決権行使権限を有する対象者株式(本ファンドが所有する対象者株式)を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得するための本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年11月12日付で、Taiyo Pacific Partners L.P.との間で公開買付不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結し、Taiyo Pacific Partners L.P.が投資権限及び議決権行使権限を有する対象者株式の全て(17,304,700株、所有割合:35.69%)について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

本不応募契約の詳細につきましては、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を14,800,700株(所有割合:30.52%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(14,800,700株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(14,800,700株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本新株予約権は、いずれも当該本新株予約権の発行要領において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされており、対象者は、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)による本公開買付けへの応募の自由を確保するべく、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、当該本新株予約権の譲渡を包括的に承認する旨の決議をしたとのこととす。

買付予定数の下限(14,800,700株)は、本基準株式数から、本株式報酬型新株予約権の目的である対象者株式の数(76,600株)(注4)及び第18回通常型新株予約権の目的である対象者株式の数(107,000株)(注5)を控除した株式数(48,304,372株)に係る議決権の数(483,043個)に3分の2を乗じた数(322,029個、小数点以下切り上げ)から本ファンドが所有する対象者株式(17,304,700株)に係る議決権の数(173,047個)並びに本譲渡制限付株式のうち対象者の取締役及び執行役員2名が所有している対象者株式(97,500株)(注7)に係る議決権の数(975個)を控除した議決権の数(148,007個)に100を乗じた数(14,800,700株)です。かかる買付予定数の下限

を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）として会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者、株式併合の手続に賛成すると見込まれる対象者の取締役及び執行役員並びに本ファンドが対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

- （注4）本株式報酬型新株予約権者は、対象者の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（但し、第1回及び第2回株式報酬型新株予約権については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過する日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）までに限り、本株式報酬型新株予約権を一括してのみ権利行使することができることとされているところ（上記の地位喪失に伴う各行使条件を、以下「本地位喪失行使条件」と総称します。）、対象者によれば、本株式報酬型新株予約権者である対象者の現取締役3名及び現執行役員2名のうち、本臨時株主総会（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義する。以下同じ。）の基準日となる予定の2026年1月上旬頃までの期間中に本地位喪失行使条件の充足により本株式報酬型新株予約権の行使を予定している者はいないとのことであり、本株式報酬型新株予約権が行使され、対象者株式が本株式報酬型新株予約権者に対して発行又は移転されることは想定されないため、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、本株式報酬型新株予約権の目的である対象者株式の数（76,600株）を控除しております。
- （注5）第18回通常型新株予約権は、行使期間の開始日が2026年6月1日であり、本臨時株主総会の基準日となる予定の2026年1月上旬頃までの期間中に行使することができないため、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、第18回通常型新株予約権の目的である対象者株式の数（107,000株）を控除しております。
- （注6）上記（注4）及び（注5）に記載の本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権以外の本新株予約権については、本書提出日現在において、いずれも行使期間内であり、かつ、行使条件を満たしていることから行使可能であるため、公開買付期間中に行使され、対象者株式が当該新株予約権の所有者に対して発行又は移転される可能性もあることから、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権以外の本新株予約権の目的である対象者株式の数（440,400株）は控除しておりません。
- （注7）本譲渡制限付株式は、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することはできませんが、2025年11月12日に開催された対象者取締役会において、対象者は本取引の一環として実施される本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしており、本譲渡制限付株式を所有している取締役を含む取締役全員が賛成の議決権を行使していること、また、取締役を兼務しない執行役員のうち本譲渡制限付株式を保有する執行役員は2名であるところ、当該執行役員は、本公開買付けに係る対象者のプロジェクトチームのメンバーであり、本取引について賛同する旨の意向を受けていることから、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役及び執行役員2名は、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に賛成する見込みであると考えられるため、買付予定数の下限の設定に際し、本譲渡制限付株式のうち対象者の取締役及び執行役員2名が所有している株式（97,500株）を控除しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株式の全て（本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本ファンドが所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び本ファンドのみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」及び「その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、決済の開始日の1営業日前までに株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）から70,600,000,000円を限度とした借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を行うこと、及び決済の開始日の2営業日前までに本ファンドから出資を受けることにより本公開買付けに係る決済に要する資金を賄う予定です。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、静岡銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めるとされており、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本取引により取得する対象者株式が担保に供されるほか、本スクイーズアウト手続の完了後は、対象者の一定の資産等が担保に供される予定です。

対象者が2025年11月12日付で公表した「ソルスティア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者

のうち、第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、また、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、当該対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

本書提出日現在、対象者のグループは、対象者及びその子会社18社及び持分法適用関連会社1社(以下、総称して「対象者グループ」といいます。)で構成されており、工作機械事業及び特機事業、具体的には、スイス型CNC自動施盤等工作機械や小型プリンター等の製造販売を行っているとのことです。対象者は、1950年7月に株式会社スター製作所として設立され、1965年9月に現在のスター精密株式会社へと商号変更したとのことです。対象者は、創業当時、微細で高精度な加工が要求される腕時計用部品やカメラ用部品等の製造・販売からスタートし、常にさらなる高精度を求め、その時々技術を最大限駆使するために工作機械の改良、改造を行い、「スイス型自動施盤」等の工作機械を自社生産するに至ったほか、電気工学や情報工学等の技術を蓄え、プリンター等の時代のニーズに即した製品に領域を広げてきたとのことです。また、対象者グループは、1960年代から生産拠点の海外進出を進め、その後も北半球を中心に工場と販売拠点を拡大させ、世界各国に販路を広げ、成長を続けてきたとのことです。また、対象者株式は1981年10月に株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部に上場後、1984年8月に名古屋証券取引所市場第一部に変更上場し(2006年7月に同証券取引所の上場を廃止)、1990年10月に東京証券取引所市場第一部に上場し、2022年4月の東京証券取引所の市場再編に伴い、本書提出日現在は東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者グループは、2022年2月9日に公表した中期経営計画において、対象者グループの「2030年の目指す姿」に向けたロードマップを示しており、その実現に向け、第1次中期経営計画として2022年12月期から2024年12月期の3年間で「変革の土台作り」の期間と位置づけ諸施策を推進してきたとのことです。そして、対象者グループは、その次なる成長に向け、同ロードマップに基づき、2025年12月期から2027年12月期を「変革の推進」と位置づけた第2次中期経営計画(以下「第2次中期経営計画」といいます。)を2025年2月12日に公表し、第2次中期経営計画とその先にある「2030年の目指す姿」の達成に向け、第2次中期経営計画に従って「変革の推進」のための各施策を次のとおり重点施策と定めて推進しているとのことです。

- ・ 工作機械事業：市場成長の期待が高い医療関連分野での販売強化のため、製品ラインナップ及び技術サポート体制の拡充、生産拠点の増強を進める。あわせてソフトウェア技術の強化を推進する。
- ・ 特機事業：収益性の回復を優先課題として定め、生産拠点の集約や販売体制の見直しに取り組む。
- ・ 新規事業：M&Aを含むオープンイノベーションの推進と自社資源の活用により、メディカル事業への早期参入を図る。
- ・ グループ全体：新人事制度に基づく企業風土改革を進めると同時に、サステナビリティ方針に基づくマテリアリティへの取り組みを推進する。

一方、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、日本の上場株式に投資するファンドとして、多数の上場会社のリサーチを日々継続的に行っている中で、対象者の競争優位な独自技術・ビジネスモデルと潜在的な成長ポテンシャルを感じたため、上場投資における投資候補先の理解の深化及び関係構築の一環として対象者がIR活動として日々行われている面談という形式で2004年10月頃にタイヨウ・パシフィック・パートナーズから対象者に対し面談の実施を依頼し、2004年10月下旬より対象者とのエンゲージメントに係る面談を開始しました。その後、2006年11月から対象者に対する投資を開始して、対象者グループの企業価値向上に向けて、対象者と建設的な対話を継続しております。2025年4月7日には、対象者の「持続的な事業の利益成長、競争優位性の深化及び高い資本利益率の維持の実現に向け、中長期の事業戦略オプションの客観的・実質的な検討、事業投資戦略の強化及び資本配分政策の高度化等のサポートを行い、対象者グループの企業価値の飛躍的な向上を図ることを目的として、対象者との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結し、同年5月27日、本ファンドは、第三者割当による新株発行により、対象者株式16,108,300株を取得し、17,304,700株(所有割合:35.69%)を所有するに至り、対象者の筆頭株主となりました。

タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、本資本業務提携契約を締結した2025年4月7日以降、同契約で合意されたところに従い、中長期の事業戦略オプションの客観的・実質的な検討のサポートを行うことを目的として、対象者グループの経営管理体制及び事業戦略に係る分析及び同分析に基づく対象者との議論を継続し、第2次中期経営計画を礎とした対象者グループの中長期の事業戦略オプションに係る理解を深め、さらに、本資本業務提携契約が目的とする対象者グループの企業価値の飛躍的な向上に必要となる事業戦略オプション、事業投資戦略及び資本配分政策について、議論及び検討を行いました。当該議論及び検討は本書提出日現在も引き続き継続しているものの、2025年6月下旬までの当該議論及び検討を通じて、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、CNC自動旋盤分野における工作機械事業業界において、対象者グループが省人化・精密化・小型化の強みを武器に強固なポジションを築いていること、そのポジションの構築及び維持に向けて対象者グループが日々たゆまぬ企業努力を継続していること、さらには対象者が業界内での一層のポジション構築を可能とする大きな潜在力を有していることについて、再確認するとともに確信を深めることができました。その一方で、対象者グループの中核である機械事業において、微細化・精密化・省人化を背景に、今後も長期的な成長が見込まれる魅力的な市場であるがゆえに、多くのプレイヤーが参入、及び参入を検討している中で、今後、競争激化は避けられないものと考えており、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとしては、この状況に危機感を抱きつつも、この成長市場においてリーディングポジションを確保することが、対象者の更なる成長には必要不可欠と考えました。タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、この競争が激化している市場環境においては、経営管理体制、事業ポートフォリオにおける資源配分の最適化、そして各事業戦略の方向性といった、対象者における経営上の構造的課題を解決していくことが必須であると考えていることに加えて、保護主義的な貿易政策の台頭など、対象者を取り巻く事業環境の不確実性が増大し競争が激化する中、対象者グループが競争優位性を維持し、中長期的な企業価値を向上させていくためには、早急かつ抜本的な対策が急務であると認識するに至りました。そして、2025年6月下旬に、これらの課題を克服し、対象者グループの持続的な成長、競争優位性の強化、及び高い資本効率を実現するためには、以下()乃至()の施策を迅速かつ抜本的に実行することが不可欠であると考えているに至りました。

- () 経営管理に係る重要指標の見える化を徹底し、より効率的かつ実効的な事業運営を可能とする経営の筋肉質化
- () 事業投資戦略の強化及び資本配分政策の高度化を図るための礎としての投資規律の強化
- () 工作機械事業については、欧米主要地域におけるリーダーシップポジション獲得に向けたエリア戦略の再設計、海外ガバナンス体制再構築を含めた抜本的な変革
- () 特機事業については、市場成熟化に加えて競合との競争激化と向き合い、より戦略的なフォーカスと抜本的な筋肉質化の変革
- () 新規事業については、目指す事業の姿とそのための事業戦略の再構築

これらの施策のうち、上記()の経営管理に係る重要指標として例えば製品別の収益性や在庫等の見える化については、本資本業務提携契約締結後、タイヨウ・パシフィック・パートナーズ及び対象者グループとの間で取り組んでおり、また、上記()の投資規律の強化については、2025年7月1日付で対象者において投資委員会を設置の上、タイヨウ・パシフィック・パートナーズも関与し、対象者グループの企業価値向上施策を本資本業務提携契約の一環として具体的に取り組んでおり、製品別の収益性等の一部指標の見える化の実行や投資委員会での審議プロセスを通じた投資規律の強化等一定の成果を上げることができたと考えています。

一方で、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、「経営管理における重要指標の見える化」及び「投資規律の強化」は、本質的な企業価値の向上に繋がる質の高い意思決定に資するために行われるべきものと考えているところ、対象者において本質的な企業価値の向上に繋がる質の高い意思決定が確実に実行されるためには、現状の資本提携のままでの取り組みには限界があると考えているに至りました。具体的には、重要指標の選定や投資規律の厳格な適用といった、対象者の経営の根幹に関わる重要な意思決定において、資本提携当時の枠組みにおいては情報アクセス及びリードタイム等物理的な制約があり、タイヨウ・パシフィック・パートナーズによる対象者に対する大胆な判断への関与が難しい側面があります。また、資本提携の枠組みでは、対象者との事前情報の共有及び協議の制約があり、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは事務局支援/諮問的な役割での関与に留まり、直接的な意思決定に関与することはできず、結果的に既に対象者の社内既定路線として進行している案件への大胆な方針変更の判断ができない等の「投資規律の強化」に係る課題が顕在化していることを認識しています。また、上場を維持したままでは、四半期ごとの業績開示が求められ、株価への影響を懸念するあまり、経営指標の見える化が達成されたとしても、短期的に業績が悪化する可能性のある抜本的な改革に着手することは極めて困難であると考えています。資本効率を向上させるための厳格な投資規律の運用は、非効率な事業からの撤退や、将来を見据えた大規模な先行投資等の判断が求められる仕組みを徹底することを意味するところ、対象者

が上場企業である限り、短期的な市場の評価や既存の事業へのしがらみ・短期業績への影響から、こうした投資規律の徹底による大胆な意思決定を迅速に行うことは容易ではないと考えています。

また、本資本業務提携契約締結後の対象者グループの経営管理体制及び事業戦略に係る分析及び同分析に基づく対象者との議論の結果を踏まえ、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとしては、対象者グループが直面する経営課題を打破し中長期的な成長を確実なものとするためには、対象者グループの各事業それぞれにおける経営改革、特に上記()の工作機械事業における抜本的改革を推し進めることは必要不可欠であり、また、足許の競争環境の激化といった事実を踏まえれば、グローバルガバナンスの強化をはじめとした構造改革と成長戦略に係る施策を両輪でいずれも早急に着手し短期で完了することが対象者グループの繁栄にとって必要不可欠であると考えに至りました。具体的には、対象者グループが強固なポジションを持つと考えられる欧米市場において戦略的な積極的投資を行うことが対象者の本質的な企業価値向上に資すると考えているところ、対象者グループにおいて、欧米の統合されたエリア戦略企画機能が明確に存在せず、エリア戦略及びリソース投下の判断が、現地からのボトムアップに依存し、全社的な戦略的判断に基づかない個々の販社ごとの個別意思決定がなされているため、欧米市場を効果的にガバナンスする統括機能と各市場における競争力のある拠点体制の構築が急務であると考えております。そして、これらの抜本的施策を実行するためには、既存の枠組みに囚われない経営改革を推進でき、かつ、複雑化する外部環境の変化に対応できるだけの柔軟かつ迅速な意思決定体制の構築及び中長期的な視点に基づく積極的な経営資源の投入を行う必要があり、これらなくして抜本的施策を早期かつ確実に実行することは極めて困難であると考えに至りました。そこで、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、時間と資源を集中投下できる経営環境を整えるために対象者株式を非公開化することが対象者グループの今後の飛躍的な成長にとっては最良の選択肢であると考えに至るとともに、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとしても、対象者株式を非公開化することにより、対象者に対しより多くのリソースを投下して対象者と一層緊密に連携をすることができ、かつ、その意思決定にもこれまで以上に深く関与することができるようになることで、対象者の企業価値向上をよりスピーディーにかつより確実に実現することができるように考えに至りました。このように、企業の潜在力を解き放つことを目的として運営するグローバル投資ファンドであるタイヨウ・パシフィック・パートナーズにとって、対象者株式を非公開化し、一層の企業価値向上を実現することは、上記目的に照らしてメリットがあると考えております。さらに、そのような経営改革に際しては、当初の投資から20年超の関係を通じて対象者グループの事業及び企業文化に精通したタイヨウ・パシフィック・パートナーズが、対象者グループとの間でこれまで以上にさらなる強固な関係を構築し、共に断行することが、対象者グループの飛躍的な企業価値向上の実現にとって最良の選択肢であり、また、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとしても、長年の信頼関係及び資本業務提携関係を構築する過程及びそれ以降の対象者へのエンゲージメントを経て対象者グループの事業における潜在力及び企業文化に精通しているからこそ、そのような関係のもと対象者グループと緊密に協働することで、結果、抜本的施策を早期かつ確実に実行することができるように考えられることから、対象者グループの業界内での一層のポジション構築を可能とする潜在力を最大限解き放つことができるものと確信するに至りました。なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが挙げられるものの、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとしては、エクイティ・ファイナンスによる資金調達については、対象者の現在の財務状況を考慮すると、少なくとも当面の間その必要性は高くなく、また、知名度や社会的信用の向上についても、真摯な事業遂行により実現することが可能なものであることからすれば、対象者における株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると考えております。また、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは投資ファンドであり、事業上のコンフリクト等のディスシナジーを引き起こさないこと、対象者と競合する事業に投資をしていないこと、2004年10月以来、対象者グループの企業価値向上を支援してまいりましたが、その間ディスシナジーの発生を認識していないことから、本取引によるディスシナジーはないと考えております。

以上の背景から、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、2025年8月8日、対象者取締役会に対して意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出し、新たに設立する会社を公開買付者とするストラクチャーを想定している旨を伝達するとともに、本取引の実施に向けた具体的な協議を進めたいこと、対象者グループに対するデュー・ディリジェンスを同年8月中旬から同年10月上旬まで実施したいことを申し入れたところ、同年8月22日、対象者より、本取引の実施に向けた具体的な協議を進めること及びデュー・ディリジェンスを受け入れる旨の連絡を受領しました。これを受け、タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、これらのデュー・ディリジェンスを実施するにあたり、2025年8月上旬に法務アドバイザーとしてT M I 総合法律事務所を、2025年8月下旬に財務・税務のアドバイザーとして株式会社K P M G F A Sを、2025年9月上旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社をそれぞれ選任しております。

タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者グループの事業及び有価証券報告書等の公開情報に加え、デュー・ディリジェンスで開示された非公開情報に記載の過去や将来の財務情報に関する多面的かつ総合的な分析及び対象者の過去の一定期間における市場株価の動向(2025年10月10日の対象者株式の終値1,675円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,687円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,714円、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,685円)等を参考に、2025年10月13

日、対象者に対して、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,900円（提案前営業日である2025年10月10日の終値1,675円に対して13.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,687円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して12.63%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,714円に対して10.85%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,685円に対して12.76%のプレミアム）とする提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2025年10月17日、対象者から、本公開買付価格の提案価格は、対象者の少数株主に配慮した水準ではないとして、買付価格の引上げを要請されました。公開買付者は、対象者からの上記回答を検討し、2025年10月20日、対象者に対して、本公開買付価格を1,970円（提案日である2025年10月20日の終値1,681円に対して17.19%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,676円に対して17.54%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,710円に対して15.20%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,691円に対して16.50%のプレミアム）とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した1,970円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、（ ）第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額（225円）に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である22,500円、（ ）第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額（859円）に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である85,900円、（ ）第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額（307円）に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である30,700円、（ ）第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額（498円）に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である49,800円、（ ）第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額（190円）に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である19,000円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とする旨の2回目の提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2025年10月21日、対象者から、対象者において算定した対象者の株式価値及び他社の類似案件におけるプレミアムを勘案した対象者の検討の結果として、これらの買付価格の引上げを要請されました。公開買付者は、対象者からの上記回答を再度検討し、2025年10月24日、対象者に対して、本公開買付価格を2,020円（提案日である2025年10月24日の終値1,721円に対して17.37%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,681円に対して20.17%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,708円に対して18.27%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,695円に対して19.17%のプレミアム）とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,020円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、（ ）第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額（275円）に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である27,500円、（ ）第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額（909円）に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である90,900円、（ ）第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額（357円）に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である35,700円、（ ）第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額（548円）に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である54,800円、（ ）第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額（240円）に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である24,000円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とする旨の3回目の提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2025年10月27日、対象者から、対象者における算定結果や他社の類似案件に照らして、本公開買付価格の提案価格は、対象者の少数株主に配慮した水準ではないと考えており、2025年2月12日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者PBRは2021年12月期以

降、1.0倍を下回る状況が継続しており、企業価値向上を実現していくためにPBRの向上が経営上の重要課題と認識しているところ、本公開買付価格の提案価格に基づいて試算されたPBRは1.0倍を下回っており、その観点からも合理性が認められる価格水準であるとは判断できかねるとし、これらの買付価格の引上げを要請されました。公開買付者は、対象者からの上記回答を再度検討し、2025年10月29日、対象者に対して、本公開買付価格を2,065円（提案日である2025年10月29日の終値1,659円に対して24.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,682円に対して22.77%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,706円に対して21.04%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,696円に対して21.76%のプレミアム）とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,065円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、（ ）第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額（320円）に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である32,000円、（ ）第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額（954円）に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である95,400円、（ ）第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額（402円）に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である40,200円、（ ）第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額（593円）に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である59,300円、（ ）第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額（285円）に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である28,500円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とする旨の4回目の提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2025年10月31日、対象者から、対象者における算定結果や他社の類似案件に照らして、本公開買付価格の提案価格は、対象者の少数株主に配慮した水準ではないと考えており、対象者グループは事業（工作機械業界）の性質上、景気循環の影響を受けて業績が周期的（シクリカル）に変動しやすいものの、足許では需要変動の谷を抜けて、自動盤需要は拡大傾向で推移（シクリカル・グロス）し上昇局面を迎えつつある一方、概ね3～5年周期で変動する業績と連動する形で株価も形成されているところを見るに、本公開買付価格の提案価格は、少なくとも足許から同周期を考慮した、過去5年間における株価最高値の2,172円（終値ベース）を下回っていることから少数株主の利益に十分に配慮した価格水準であるとは判断できかねるとし、これらの買付価格の引上げを要請されました。公開買付者は、対象者からの上記回答を再度検討し、2025年11月4日、対象者に対して、本公開買付価格を2,175円（提案日の前営業日である2025年10月31日の終値1,664円に対して30.71%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,681円に対して29.39%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,704円に対して27.64%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,696円に対して28.24%のプレミアム）とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,175円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、（ ）第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額（430円）に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である43,000円、（ ）第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額（1,064円）に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である106,400円、（ ）第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額（512円）に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である51,200円、（ ）第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額（703円）に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である70,300円、（ ）第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額（395円）に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である39,500円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とし、当該提案を最終とする旨の5回目の提案を行いました。なお、公開買付者は、上記提案の背景として、対象者は、各事業を世界各地で展開しており、それらの需要は販売先の景気動向に左右されやすく、特に主力の工作機械事業は、

企業の設備投資需要の影響を受けやすい業界であるほか、生産及び販売の海外比率が高い中で、大型の設備投資を計画している一方で、2025年4月2日の米国関税措置による今後の影響が未だ不透明であることに加え、目下は円安で追い風となっている為替が将来的に円高に変動し得ることを特にリスク要因として捉えているものの、本資本業務提携契約が目的とする対象者の企業価値の飛躍的な向上に向けて真摯に議論及び検討を実施する中で、自動旋盤分野における工作機械事業業界において、対象者が省人化・精密化・小型化の強みを武器に強固なポジションを築いていること、そのポジションの構築及び維持に向けて対象者が日々たゆまぬ企業努力を継続していること、さらには対象者が業界内での一層のポジション構築を可能とする大きな潜在力を有していることについて、再確認するとともに確信を深めることができ、2004年10月のエンゲージメントに係る面談から20年超の関係を通じて対象者の事業及び企業文化に精通した公開買付者であれば、対象者との間でこれまで以上にさらなる強固な関係を構築し、共に断行することで、対象者の潜在力を最大限解き放つことができるものと確信しており、これらを最大限に考慮した結果、初回提案の1,900円と比べて、275円の価格引上げに至っております。これに対し、公開買付者は、2025年11月4日、対象者から、対象者少数株主の利益を十分に確保すべく、本件への賛同・応募推奨に向けて、これらの買付価格の引上げを検討するよう要請されました。公開買付者は、対象者からの上記回答を再度検討し、2025年11月7日、対象者に対して、5回目の提案価格は、対象者の過去5年間における株価最高値の2,172円（終値ベース）を上回るものであり、対象者の少数株主に十分配慮した価格水準であるとして、5回目の提案と同様の条件とし、改めて当該提案を最終とする旨の6回目の提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2025年11月7日、対象者から、対象者において算定した対象者の株式価値及び他社の類似案件におけるプレミアムを踏まえれば、賛同・応募推奨を行うにあたっては、依然として一般株主の利益に十分配慮した水準であると確信を得るには至らないところであるとして、これらの買付価格の引上げを検討するよう要請されました。公開買付者は、対象者からの上記回答を再度検討し、2025年11月10日、対象者に対して、本公開買付価格を2,210円（提案前営業日である2025年11月7日の終値1,660円に対して33.13%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,676円に対して31.86%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,692円に対して30.61%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,696円に対して30.31%のプレミアム）とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,210円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、（ ）第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額（465円）に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である46,500円、（ ）第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額（1,099円）に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である109,900円、（ ）第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額（547円）に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である54,700円、（ ）第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額（738円）に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である73,800円、（ ）第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額（430円）に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数（100株）を乗じた金額である43,000円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とし、改めて当該提案を最終とする旨の提案を行いました。これに対し、対象者は、本公開買付価格を2,210円、本株式報酬型新株予約権1個につき1円、第13回通常型新株予約権1個につき46,500円、第14回通常型新株予約権1個につき109,900円、第15回通常型新株予約権1個につき54,700円、第16回通常型新株予約権1個につき73,800円、第17回通常型新株予約権1個につき43,000円、第18回通常型新株予約権1個につき1円とすることを応諾する旨の回答を行い、合意に至りました。

上記の結果、公開買付者は、2025年11月12日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（ ）対象者を取り巻く事業環境、対象者の経営課題

対象者プレスリリースによれば、対象者は、1950年7月に株式会社スター製作所として設立され、腕時計並びにカメラ用部分品等の製造・販売を開始したとのことです。その後1965年9月には東海精密株式会社を吸収合併し、スター精密株式会社に商号を変更したとのことです。対象者株式については、1981年10月に株式会社名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場した後、1984年8月に名古屋証券取引所市場第一部に変更上場し（2006年7月に同証券取引所の上場を廃止）、1990年10月に東京証券取引所市場第一部に指定を受け、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、本書提出日現在においては、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者グループ（対象者、連結子会社18社、持分法適用関連会社1社（本書提出日現在）により構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、スイス型CNC自動旋盤を中心とする工作機械事業、POSシステムに使用される小型プリンターを中心とした特機事業を主体として事業活動を展開しているとのことです。

また、対象者グループは2025年7月をもって創業75周年を迎え、企業理念である「企業は永遠に発展させるもの 従業員の生活はたゆまず向上するもの」の下、工作機械業界においてゆるぎない地位を維持していくとともに、従業員や株主だけにとどまらず、ステークホルダーの皆様と共に継続的に発展できるよう努力しているとのことです。

また、対象者グループは2022年2月に、社会と共に持続的に発展する企業を目指し、社員が自律的に判断し行動するための指針として、企業理念、パーパス（存在意義）、経営方針、行動指針の見直しを行うと同時に、2030年の目指す姿を設定したとのことです。これらを基に、9年間で3年ごとに区分したロードマップを示しており、第1次中期経営計画として2022年12月期から2024年12月期の3年間で「変革の土台作り」の期間と位置づけ推進しているとのことです。そして、2025年2月には、対象者の次なる成長に向け、「変革の推進」と位置付けた第2次中期経営計画を策定したとのことです。具体的には、現在の主力である工作機械事業における医療関連分野向けの販売拡大及び特機事業における収益性回復、次なる収益源となる新規事業立上げを掲げ、2030年の目指す姿に向け、各事業領域の戦略実行に取り組んできたとのことです。

対象者は、対象者を取り巻く事業環境について、以下のとおり考えているとのことです。

（ア）工作機械事業

工作機械業界は、企業の設備投資需要に強く影響され、業績が販売先の景気状況に左右されやすく変動が大きいという特徴があるとのことです。米国では新政権による関税や防衛等の政策の変化によりグローバルでのサプライチェーンの見直しが行われ、製造業の国内回帰が進み、欧州市場や中国市場における現地の生産体制に大きな変化をもたらしているとのことです。そのような足元では不透明なマクロ環境下でも、中長期では将来的な市場成長が期待されており、競合他社においては、各社の戦略や活発化する業界内再編を通して、国内外における自動盤事業強化やグローバルでの生産・販売体制の強化が進んでいるほか、大手競合他社による五軸加工機や複合加工機などの高単価製品への注力や顧客の製造ラインの設計及びメンテナンスといったソリューションビジネスへの進出もみられるとのことです。特に、対象者の強みとしていた米州・欧州において、競合他社がキャッシュ・フローを工作機械事業に投下することによる当該地域での事業拡大と、アグレッシブな価格競争をしかけており、世界最大市場である中国においては、既に他社がリーディングポジションを確立している状況となっているとのことです。次なる成長市場であるインド市場においても、現地工場を含めた生産体制を確立するなど競合他社が先行している状況であり、今後、自動盤の周辺領域の競合他社が自動盤市場に参入する可能性も想定され、競争が一層激化するものと考えているとのことです。

（イ）特機事業

ペーパーレス化の進展や、競合他社との価格競争の激化、さらに近年増加しているプリンター一体型の小型決済端末の開発など、特機事業を取り巻く環境にはいくつかの課題が存在するとのことです。

一方、mPOS（モバイルPOS：スマートフォンなどのモバイル端末をハードウェアとして用いる決済システム）市場は、店舗スタイルの多様化を背景に、引き続きグローバルでの成長が期待されているとのことです。今後ますます人手不足が深刻化する中、店舗の効率化ニーズは高まり続けており、ハードとソフトを融合した新しい製品やサービスの提供によって、対象者グループの強みを発揮できる場面が増えると考えているとのことです。レシートプリンターについては、レシート用途に囚われない紙印刷ソリューション自体の需要は、特定の用途や顧客層で引き続き存在し、加えてmPOSを含む店舗オペレーションのデジタル化や買い替え需要も見込まれるものの、ペーパーレス化の進展による需要鈍化の影響が懸念されるとのことです。またデリバリーサービスをはじめとする店舗でのラベル印刷など、新たなニーズも高まっているとのことです。このように店舗スタイルの多様化により、プリンターはレシートにとどまらず、新たな活用シーンの拡大が見込まれるものの、新たな活用方法も試行錯誤の段階であり、楽観視はできない状況と考えているとのことです。

上記のような事業環境の下、対象者グループは、2025年より第2次中期経営計画を策定し、その中で、「工作機械事業における医療関連分野向けの拡大」、「特機事業における収益性の回復」、「メディカル（医療機器）事業の立上げ」の3つの方針を掲げているとのことです。「企業と社員が共に成長し、社会に貢献する」という基本方針の下、複数事業体制による社会の発展と企業価値向上に取り組んでいく所存とのことです。収益構造の変革にあたっての対象者全体の主要課題としては、「経営管理に係る重要指標の見える化」及び「投資規律の強化」と認識しているとのことです。上記のとおり、対象者を取り巻く事業環境はかつてない程激化しており、更なる競争力強化に向けたKPIの整備や投資判断の透明化等の投資効果を最

大化させる体制の構築が急務となっているとのことです。また、海外子会社とのタイムリーな連携と意思決定プロセス改善によるグローバル販社体制整理等を通じたガバナンス体制再構築の検討についても、今後の重要な課題であると認識しているとのことです。

() 検討体制の構築の経緯

対象者は、2025年8月8日、本取引の提案及びその後の正式なデュー・ディリジェンス実施の申し入れを含む、本意向表明書を受領し、2025年8月中旬に、かかる提案について慎重に検討を行うため、本取引と同種の、公開買付けを通じた非公開化取引に関する他社における公表内容から、個別案件に關与した件数や時期を踏まえ、アドバイザーとしての専門性及び実績等を検討の上、対象者、公開買付者、タイヨウ・パシフィック・パートナーズ、本ファンド（以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして、本資本業務提携契約締結の際にも対象者の法務アドバイザーとして法的助言を受けた実績を踏まえて日比谷パーク法律事務所をそれぞれ起用することとし、その後、同年8月22日、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対して、真摯な提案として受け止め、真摯な検討を行うものとして、そのために必要な情報提供等の依頼をするとともに本取引の実施に向けた具体的な協議を進めること及びデュー・ディリジェンスを受け入れる旨の連絡をしたとのことです。

また、対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）又は支配株主による公開買付けには該当しないものの、日比谷パーク法律事務所の助言を踏まえ、公開買付者及び対象者の筆頭株主である本ファンドが本公開買付けを含む本取引を通じて対象者株式を非公開化し、対象者の株主を公開買付者及び本ファンドのみとすることを企図しており、タイヨウ・パシフィック・パートナーズと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、2025年8月13日付で、対象者の独立社外取締役である西川勢一氏（常勤監査等委員）、片山幹雄氏、杉本基氏（監査等委員・公認会計士）及び宮田逸江氏（監査等委員・弁護士）の4名から構成される、公開買付関連当事者から独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築したとのことです（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

() 検討・交渉の経緯

上記のような体制の下、対象者は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示及び要請等に基づいた上で、S M B C日興証券及び日比谷パーク法律事務所から助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関してタイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。具体的には、対象者は、2025年8月22日に、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、タイヨウ・パシフィック・パートナーズの概要、本取引の想定ストラクチャー及び本取引の想定スケジュール等に関して書面による質問をし、同年9月1日にタイヨウ・パシフィック・パートナーズから当該質問事項について書面による回答を受けました。当該回答を踏まえて、対象者は、2025年9月11日にタイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、本取引の目的・背景、本取引の前提条件、資金調達の方法、本取引実施後の対象者の経営方針・経営体制等に関して書面による追加質問をし、同月18日にタイヨウ・パシフィック・パートナーズから当該質問事項について書面による回答を受け、これらの回答を踏まえて、同月19日に、本特別委員会においてタイヨウ・パシフィック・パートナーズに対するインタビューを実施し、本取引の意義、本取引の実行後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリット、対象者の商号や事業所等の取扱いを含むその他の影響の内容及び程度を確認したとのことです。また、対象者は、本特別委員会から、2025年9月16日に、対象者の事業環境・現状認識、本資本業務提携における取組みの進捗状況、本取引の目的・背景等に関して書面による質問を受け、同月28日に当該質問事項について書面による回答を行うとともに、同月29日に、本特別委員会から対象者経営陣に対するインタビューを受けたとのことです。かかる回答に対して、対象者は、本特別委員会から、2025年10月8日に、本資本業務提携を踏まえた対象者の現状認識、本取引の実行後に想定している施策の内容及び事業計画の策定経緯に関して書面による追加質問を受け、同月21日に当該質問事項について書面による回答を行ったとのことです。その後、対象者は、本特別委員会から、同月27日に、株式価値算定の前提条件等について書面による追加質問を受け、2025年11月1日に当該質問事項について書面による回答を行うとともに、同月4日に、本特別委員会から対象者経営陣に対するインタビューを受け、それらの質疑応答を通じて、対象者としての本取引の目的や意義、本取引によって実行が可能な施策等を確認したとのことです。これらの過程で本特別委員会から受けた指摘等を踏まえて、対象者は、2025年10月10日に、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、本資本業務提携を踏まえたタイヨウ・パシフィック・パートナーズの現状認識、本取引の実行後に想定している施策の内容等に関して書面による質問をし、同月17日にタイヨウ・パシフィック・パートナーズから当該質問事項について書面による回答を受けたのち、資金調達の方法等について、同月27日に、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し書面による追加質問をし、同月30日に本特別委員会からタイヨウ・パシフィック・パートナーズに対するインタビューを行い、当該質問事項について回答を受けたのち、2025年11月4日に書面においても同様の回答を受け、その上で、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かについての議論及び検討を行ったとのことです。当該検討と並行して、対象者は、2025年10月中旬以降、本公開買付価格についてタイヨウ・パシフィック・パートナーズとの協議・交渉を開始したとのことです。

本公開買付価格については、対象者は、2025年10月13日に、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから、()本公開買付価格を1,900円(提案前営業日である2025年10月10日の終値1,675円に対して13.43%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,687円に対して12.63%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,714円に対して10.85%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,685円に対して12.76%のプレミアム)とする提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2025年10月17日、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、本公開買付価格の提案価格は、対象者の少数株主に配慮した水準ではないとして、買付価格の引上げを要請したとのことです。その後、対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから、2025年10月20日、本公開買付価格を1,970円(提案日である2025年10月20日の終値1,681円に対して17.19%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,676円に対して17.54%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,710円に対して15.20%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,691円に対して16.50%のプレミアム)とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した1,970円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、()第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額(225円)に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である22,500円、()第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額(859円)に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である85,900円、()第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額(307円)に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である30,700円、()第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額(498円)に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた

金額である49,800円、()第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した1,970円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額(190円)に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である19,000円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とする旨の2回目の提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2025年10月21日、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、対象者において算定した対象者の株式価値及び他社の類似案件におけるプレミアムを勘案した対象者の検討の結果として、これらの買付価格の引上げを要請したとのことです。その後、対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから、2025年10月24日、本公開買付価格を2,020円(提案日である2025年10月24日の終値1,721円に対して17.37%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,681円に対して20.17%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,708円に対して18.27%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,695円に対して19.17%のプレミアム)とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,020円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、()第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額(275円)に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である27,500円、()第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額(909円)に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である90,900円、()第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額(357円)に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である35,700円、()第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額(548円)に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である54,800円、()第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,020円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額(240円)に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である24,000円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とする旨の3回目の提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2025年10月27日、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、対象者における算定結果や他社の類似案件に照らして、本公開買付価格の提案価格は、対象者の少数株主に配慮した水準ではないと考えており、2025年2月12日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者PBRは2021年12月期以降、1.0倍を下回る状況が継続しており、企業価値向上を実現していくためにPBRの向上が経営上の重要課題と認識しているところ、本公開買付価格の提案価格に基づいて試算されたPBRは1.0倍を下回っており、その観点からも合理性が認められる価格水準であるとは判断出来かねるとし、これらの買付価格の引上げを要請したとのことです。その後、対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから、2025年10月29日、本公開買付価格を2,065円(提案日である2025年10月29日の終値1,659円に対して24.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,682円に対して22.77%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,706円に対して21.04%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,696円に対して21.76%のプレミアム)とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,065円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、()第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額(320円)に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である32,000円、()第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額(954円)に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である95,400円、()第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額(402円)に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である40,200円、()第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額(593円)に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である59,300円、()第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,065円と

第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額(285円)に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である28,500円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とする旨の4回目の提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2025年10月31日、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、対象者における算定結果や他社の類似案件に照らして、本公開買付価格の提案価格は、対象者の少数株主に配慮した水準ではないと考えており、対象者グループは事業(工作機械業界)の性質上、景気循環の影響を受けて業績が周期的(シクリカル)に変動しやすいものの、足許では需要変動の谷を抜けて、自動盤需要は拡大傾向で推移(シクリカル・グロス)し上昇局面を迎えつつある一方、概ね3~5年周期で変動する業績と連動する形で株価も形成されているところを見るに、本公開買付価格の提案価格は、少なくとも足許から同周期を考慮した、過去5年間における株価最高値の2,172円(終値ベース)を下回っていることから少数株主の利益に十分に配慮した価格水準であるとは判断出来かねるとし、これらの買付価格の引上げを要請したとのことです。その後、対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから、2025年11月4日、本公開買付価格を2,175円(提案日の前営業日である2025年10月31日の終値1,664円に対して30.71%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,681円に対して29.39%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,704円に対して27.64%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,696円に対して28.24%のプレミアム)とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,175円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、()第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額(430円)に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である43,000円、()第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第14回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額(1,064円)に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である106,400円、()第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額(512円)に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である51,200円、()第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額(703円)に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である70,300円、()第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,175円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額(395円)に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である39,500円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とし、当該提案を最終とする旨の5回目の提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2025年11月4日、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、対象者少数株主の利益を十分に確保すべく、本件への賛同・応募推奨に向けて、これらの買付価格の引上げを検討するよう要請したとのことです。その後、対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから、2025年11月7日、5回目の提案価格は、対象者の過去5年間における株価最高値の2,172円(終値ベース)を上回るものであり、対象者の少数株主に十分配慮した価格水準であるとして、5回目の提案と同様の条件とし、改めて当該提案を最終とする旨の6回目の提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2025年11月7日、タイヨウ・パシフィック・パートナーズに対し、対象者において算定した対象者の株式価値及び他社の類似案件におけるプレミアムを踏まえれば、賛同・応募推奨を行うにあたっては、依然として一般株主の利益に十分配慮した水準であると確信を得るには至らないところであるとして、これらの買付価格の引上げを検討するよう要請したとのことです。その後、対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから、2025年11月10日、本公開買付価格を2,210円(提案前営業日である2025年11月7日の終値1,660円に対して33.13%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,676円に対して31.86%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,692円に対して30.61%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,696円に対して30.31%のプレミアム)とし、本新株予約権買付価格については、第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権は、各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した2,210円を下回っており、権利行使期間が到来して権利行使条件を充足していることから、()第13回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第13回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,745円の差額(465円)に第13回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である46,500円、()第14回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第14

回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,111円の差額(1,099円)に第14回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である109,900円、()第15回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第15回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,663円の差額(547円)に第15回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である54,700円、()第16回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第16回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,472円の差額(738円)に第16回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である73,800円、()第17回通常型新株予約権については、本公開買付価格として提示した2,210円と第17回通常型新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,780円の差額(430円)に第17回通常型新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である43,000円とし、本株式報酬型新株予約権は本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円とし、改めて当該提案を最終とする旨の提案を受領したとのことです。その後、対象者は、本公開買付価格を2,210円、本株式報酬型新株予約権1個につき1円、第13回通常型新株予約権1個につき46,500円、第14回通常型新株予約権1個につき109,900円、第15回通常型新株予約権1個につき54,700円、第16回通常型新株予約権1個につき73,800円、第17回通常型新株予約権1個につき43,000円、第18回通常型新株予約権1個につき1円とすることを応諾する旨の回答を行い、合意に至ったとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、対象者や対象者のアドバイザーとの意見交換を行い、また、適宜、確認・承認を行ってきたとのことです。具体的には、まず、対象者がタイヨウ・パシフィック・パートナーズに対して提示、また、SMB C日興証券が対象者株式の価値算定において基礎とする対象者の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けているとのことです。また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っているとのことです。

そして、対象者は、2025年11月11日付で、本特別委員会から、答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けているとのことです((本答申書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。))。

() 判断内容

以上の経緯の下、対象者は、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、SMB C日興証券から受けた財務的見地からの助言及び2025年11月11日付で取得した株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容、並びに日比谷パーク法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引が対象者の企業価値向上に資するかどうか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の観点から、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

上記「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 対象者を取り巻く事業環境、対象者の経営課題」に記載のとおり、対象者を取り巻く事業環境は、工作機械事業、特機事業共に競合他社との競争が激化しているとのことです。対象者が策定した第2次中期経営計画の下、激化する競争に対して、既存事業の構造的改革、また、収益源多様化の観点で取り組んでいる新規事業立上げは、スピード感をもって迅速に断行していく必要があると考えているとのことです。

対象者としては、経営管理体制や事業ポートフォリオにおける資源配分に関する抜本的構造改革を行うことで、激化する競争環境下でも現在以上の競争力を獲得することができ、第2次中期経営計画の達成、ひいては2030年の目指す姿への進化を遂げることができると考えているところ、対象者が上場しており、対象者に少数株主が存在している現在の状況では、対象者の少数株主の利益を図る観点から、短期的な株式市場からの評価を意思決定における重要な考慮要素とせざるを得ず、機動的な経営資源の活用や意思決定の柔軟性及びスピードには一定の制約があると認識しているとのことです。本取引により対象者が非公開化することで、そうした制約を受けずに、短期的な業績にとらわれない中長期的な視点での取り組みや意思決定の迅速

化を実現できると考えているとのことです。また、対象者は、上場企業である限り発生する上場維持費用、金融商品取引法上の開示及び監査に対応するリソース・費用、IR費用等の株主対応に関する経営資源を事業への投資に振り向けることができると考えているとのことです。また、タイヨウ・パシフィック・パートナーズがこれまでに培ってきた、国内外の投資先の投資事例における経営ノウハウ、事業改革支援の経験及びタイヨウ・パシフィック・パートナーズが保有する人材面と資金面を中心とした経営資源等を活用することにより、対象者の課題と考える事項の改善、対象者中期経営計画への取り組みや経営課題への対応をはじめとした各種施策の実行が可能になると考えているとのことです。対象者としては、本取引を通じて対象者が非公開化し、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの協働が可能となることで、以下(ア)~(ウ)のような施策の実施が可能となり、対象者の企業価値向上に資するものと判断したとのことです。

(ア) 投資戦略の強化

工作機械業界は、世界経済動向と強い相関を示し、概ね3~4年程度で周期的な景気変動を迎えているとのことです。そのような不安定な事業環境の中で、工作機械メーカーとして持続可能な経営体制を確立するには、一定の投資規律と財務健全性の維持が必要不可欠である一方、対象者の企業価値向上に向けた投資戦略として、工作機械事業、特機事業の既存事業のいずれにおいても、また第2次中期経営計画にて掲げるメディカル(医療機器)事業といった新規事業の立上げの観点においても、更なる収益力の向上・収益源の多様化のためには、継続して戦略的投資が必要になると考えているとのことです。特に多額の投資資金が必要になる事業立上げや事業の拡大フェーズにおいては、多様かつ大胆な事業投資の実行に伴って、そのモニタリングと、必要に応じた追加投資、撤退と大胆な経営判断が不可欠となるとのことです。本取引により、「経営管理に係る重要指標の見える化」及び「投資規律の強化」を通じてモニタリング機能を強化することで、短期的な株価への影響を懸念することなく、大規模な新規・追加投資や、不採算事業からの撤退といった大胆な経営判断が機動的に実行可能となることが期待されるとのことです。

(イ) 新規事業領域としてのメディカル(医療機器)事業の推進

対象者は、2030年の目指すべき姿の達成に向け、第2次中期経営計画においてメディカル事業等将来性のある新規事業を第三の柱として推進していくことを目指しているとのことです。新規事業領域においては、第1次中期経営計画(2022年~2024年)において取り組んできた新規セグメント探索と事業化計画立案と推進の結果として、第2次中期経営計画においてメディカル事業への参入を企図しており、自社資源の活用によりオープンイノベーション活動を加速していく所存とのことです。

医療機器産業については、先進諸国においても特に少子高齢化の著しい本国において、重要性の高い産業領域であると認識しているとのことです。医療機器産業は、グローバルでは高い成長が期待されている一方で、国内市場はグローバル市場と比較して成長の伸びは低いとみられており、グローバル市場に対する日本市場のシェアは大きく低下しているとのことです。一方、国内市場は欧米に次ぐ大きな市場であり、また上記の著しい少子高齢化という背景を踏まえ、国内医療機器産業の再生が今後一層進んでいくものと考えているとのことです。そのような産業領域への参入と確たるポジショニングの確立を目指し、メディカル事業領域への参入及び推進を進めているとのことです。

本取引実施後、タイヨウ・パシフィック・パートナーズの持つグローバルネットワークを活かし、異なる業態を含めた多様な企業とのパートナーシップの強化により、既存事業の成長及び拡大に留まらず、新規事業領域であるメディカル事業においても、(ア)に記載の投資戦略を含めて柔軟かつ多角的な視点からの経営判断が可能になることが期待されるとのことです。

(ウ) 筋肉質な収益構造への進化

対象者は、工作機械事業においては「スイス型CNC自動旋盤」を中心として、市場で確たるポジションを維持し、特機事業では、市場のトレンドや顧客のニーズに合わせた幅広い製品を製造し、競争力を獲得してきたとのことです。一方、事業環境としては、工作機械事業では競合他社の台頭による競争激化、特機事業では新型コロナウイルスによる特需が終わり、収益性の低下が懸念される中で、(イ)による新規事業を含む抜本的な収益性向上が急務と認識しているとのことです。具体的には、上記(ア)(イ)を踏まえ、対象者全体の抜本的改革を目指す上で、工作機械事業においては価格競争力を有する注力市場への集中、コスト競争力の強化や生産リードタイムの短縮といった施策が必要であり、特機事業においては、多様な製品を市場ニーズに合わせて幅広く展開する現在の状況から、特に収益性や成長性の高い製品や地域に注力し、リソースを再配分することで、投資効率を最大化することが必要であると考えているとのことです。

本取引により、既存事業だけでなく新規事業も含め、対象者が全体として筋肉質な収益構造への転換をスピード感を持って取り組む体制を構築することによって、短期的な業績にとらわれない中長期的な視点での取り組みや意思決定の迅速化を実現し、対象者全体の抜本的改革が期待できると考えているとのことです。

なお、対象者株式の非公開化が行われた場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による人財の確保及び取引先その他ステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性が考えられるとのことです。しかしながら、現在対象者はエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込んでおらず、事業から生じるキャッシュ・フローや金融機関からの借入れにより、資金確保は可能であると考えていること、また証券取引所への上場から30年以上経過し、上場による対象者のブランド力や取引先に対する信用力は凡そ確保できていること、加えてこれまでの事業活動を通じて顧客・取引先・従業員に対する信用力及び知名度は既に確保できていることから、対象者株式の非公開化による人財の確保及び取引先との取引に及ぼすデメリットは極めて限定的であると考えているとのことです。

以上を踏まえ、対象者取締役会は、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回り、公開買付けによる本公開買付けを含む本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

また、対象者は、上記の協議・交渉を踏まえ、主に以下の点を考慮した結果、本公開買付価格(2,210円)、本新株予約権買付価格(第1回株式報酬型新株予約権1個につき1円、第2回株式報酬型新株予約権1個につき1円、第3回株式報酬型新株予約権1個につき1円、第4回株式報酬型新株予約権1個につき1円、第5回株式報酬型新株予約権1個につき1円、第6回株式報酬型新株予約権1個につき1円、第7回株式報酬型新株予約権1個につき1円、第13回通常型新株予約権1個につき46,500円、第14回通常型新株予約権1個につき109,900円、第15回通常型新株予約権1個につき54,700円、第16回通常型新株予約権1個につき73,800円、第17回通常型新株予約権1個につき43,000円、第18回通常型新株予約権1個につき1円)、及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権買付価格を除き、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株券等の売却の機会を提供するものであると判断しているとのことです。

(ア) 本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 算定の概要」に記載されているSMB C日興証券による対象者株式価値算定書における対象者株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法及び類似上場会社比較法による算定結果の上限を上回り、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)による算定結果のレンジの範囲内の価格であること。なお、本公開買付価格は、DCF法を用いた場合の算定結果のレンジの中央値(2,625円)を下回るが、本特別委員会の実質的な関与の下真摯に協議・交渉した結果として合意がなされたことを踏まえると、DCF法を用いた場合の算定結果のレンジの中央値を下回る水準であることのみをもって不当とは判断できない。

(イ) 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年11月11日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日の終値1,691円に対して30.69%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,677円に対して31.78%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,690円に対して30.77%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,697円に対して30.23%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアムの水準は、経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」(以下「公正M & A指針」という。)を公表した2019年6月28日以降に公表され2025年9

月30日までに成立した公開買付者が国内上場会社の完全子会社化（上場廃止）を目的として開始した公開買付け事例のうち、本公開買付けと類似性が認められない事例（公開買付け前において対象会社が買付者の連結子会社又は関連会社である事例、MBO事例、同意なき買収事例、対抗的な公開買付け事例、二段階公開買付け事例）を除いた類似事例全133件におけるプレミアムの中央値（公表前営業日終値に対するプレミアムでは34.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは36.9%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは40.9%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは44.4%）と比較した場合、いずれの期間における中央値も下回っている一方、当該類似事例において、0%を基準に5%間隔で階級を定義すると、公表前営業日終値に対しては30～35%のプレミアムが付された事例が13件と最頻階級、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対しては30～35%のプレミアムが付された事例が13件と最頻階級、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対しては30～35%のプレミアムが付された事例が16件と最頻階級、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値の終値単純平均値に対しては30～35%のプレミアムが付された事例が14件と最頻階級となっており、いずれの期間におけるプレミアムの最頻階級とも同程度の水準にあるものと認められることから、当該プレミアムは、不合理な水準とまではいえないと考えられること。

- (ウ) 本公開買付価格が、対象者の2025年6月30日時点の自己資本97,360百万円を同時点における発行済株式総数（自己株式控除後）（47,864,167株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額（2,034円）を上回っていること。
- (エ) 本公開買付価格が、対象者株価の直近5年間における最高値（2,172円）を上回っているほか、SMB C日興証券による過去1年間から10年間における価格帯別売買高分析によれば、1,650～1,699円が最も取引された価格帯であり、本公開買付価格であれば、96%を超える数の対象者株主の理論上の取得価格を上回ると試算されており、本公開買付価格が大多数の対象者の一般株主に損失を生じさせない水準であることを推認させること。
- (オ) 本公開買付価格は、対象者が2025年2月12日に公表した2025年12月期第2四半期の業績予想値と、2025年8月12日付で公表した「2025年12月期第2四半期（中間期）の業績予想値と実績値との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表した実績値との差異（以下「本件下方修正」という。）を勘案して決定された価格であるが、本件下方修正前後の対象者株価の推移を検証すると、当該開示直前取引日終値で1株当たり1,835円であったのに対し、2025年11月11日において1,691円に下落しているものの、対象者は、第2四半期の業績につき、主力の工作機械事業では国内市場や欧州市場において販売が低調に推移したものの、中国市場では内需が好調であったことや米国市場において改善がみられたことに加えて為替の円高の影響を受けたことにより、売上、利益ともに前回予想を上回った一方で、通期の業績予想については、工作機械事業の中国向けの販売が引き続き好調に推移すると見込まれるものの、その他の地域では米国の通商政策の影響を受けることなどにより当初見込んでいた市況の回復が遅れる見込みであることから、売上は前回予想を下回る見通しであり、利益についても、かかる売上の減少に伴い前回予想を下回る見通しであることから本件下方修正を公表したものであり、為替レートの設定を含め、本件下方修正の公表の必要性及び内容について合理性が認められること。
- (カ) 本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が十分に採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で真摯な交渉を重ねた結果、決定された価格であること。
- (キ) 本公開買付価格並びに公開買付期間及び買付予定数の下限等の本公開買付けに係るその他の諸条件は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められ、公正であると判断されていること。

以上より、対象者は、2025年11月12日開催の取締役会において対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、また、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相

反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は、本取引の完了後は、対象者グループの「企業は永遠に発展させるもの 従業員の生活はたゆまず向上するもの」という経営ビジョン、「世界に挑戦する「偉大な中小企業」として社会の持続的発展に貢献する」というパーパスや5つの経営方針（注1）を尊重しつつ、上記「 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経営を推進する予定です。公開買付者は、対象者の現経営陣には本取引後も対象者の経営に関与していただくことを想定していますが、対象者の経営体制の詳細については、本公開買付け成立後に対象者と協議しながら決定していく予定であり、また、タイヨウ・パシフィック・パートナーズより対象者に複数名取締役を派遣することを想定しているものの、現時点において確定しているものではなく、この点についても詳細は、本公開買付け成立後に対象者と協議しながら決定していく予定です。

（注1） 「5つの経営方針」とは、「いたずらに規模を追わず、資本効率と労働生産性を最重要評価指標とする。」、「環境の変化に合わせて新たな価値を継続的に生み出す機能を有する。」、「個々の事業においては常に世界市場を見据え、グローバルニッチを戦略の柱とする。」、「社員がその能力を最大限に発揮することができる環境構築のための投資、及び独自技術を追求するための投資は、長期的視野に立ち、事業環境にかかわらず継続する。」及び「事業を通じて社会と共に永遠に発展する企業を目指す。」という経営方針をいいます。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・パイアウト（MBO）又は支配株主による公開買付けには該当しないものの、公開買付者及び対象者の筆頭株主である本ファンドが本公開買付けを含む本取引を通じて対象者株式を非公開化し、対象者の株主を公開買付者及び本ファンドのみとすることを企図しており、タイヨウ・パシフィック・パートナーズと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、慎重を期して、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本ファンドが所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者において本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、対象者に対し、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年2月中旬を目途に開催することを要請する予定です。なお、本ファンドは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、本ファンド及び対象

者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び本ファンドのみが対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本ファンド及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数が1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、株式併合に反対する対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本ファンド及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本ファンド及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、譲渡制限期間中に、対象者が本譲渡制限付株式の全部について無償で取得することが相当であると対象者の取締役会が決定した場合、対象者は、本譲渡制限付株式の割当者に対して本譲渡制限付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされているとのことです。対象者は、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式報酬制度を廃止するとともに、上記割当契約書の規定に従い、本公開買付けが成立することを条件に、本公開買付けに係る決済の開始日以降の任意の時点をもって、本譲渡制限付株式の全部を無償取得することを決議したとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立後、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

また、公開買付者は、対象者に対して、本公開買付けが成立することを条件に、会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨の定款一部変更の議案を本臨時株主総会に付議することを要請する予定です。かかる定款変更の要請は、本公開買付けが2025年12月期の期末配当の無配を前提とした公開買付価格により行われているにもかかわらず、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済の開始日よりも前の日である2025年12月末を基準日とする対象者の定時株主総会が開催されたときには、本公開買付けに応募し対象者株式を売却する対象者の株主が、配当の提案を行う可能性が否定しきれず、本公開買付けが成立したにもかかわらず、かかる配当が行われると対象者の企業価値が毀損されるおそれがあるため、かかる事態が生じないようにするために行うものであります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイズアウト手続を実行することが予定されているため、本スクイズアウト手続の実行後は、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者は、2025年11月12日付で、Taiyo Pacific Partners L.P.との間で本不応募契約を締結し、Taiyo Pacific Partners L.P.が投資権限及び議決権行使権限を有し、本ファンドが所有する対象者株式の全て（17,304,700株、所有割合：35.69%）について、本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨を合意しております。また、本スクイズアウト手続完了までの間、Taiyo Pacific Partners L.P.が投資権限及び議決権行使権限を有し、本ファンドが所有する対象者株式の全部又は一部について、理由のいかんにかかわらず、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むが、これに限らない。但し、公開買付者が本公開買付け及び本スクイズアウト手続の決済に要する資金を調達するために行う借入の貸付人に対する担保提供を除く。）を行わない旨を合意しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年11月13日（木曜日）から2025年12月25日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年11月13日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金2,210円
新株予約権証券	<p>第1回株式報酬型新株予約権 1個につき 金1円</p> <p>第2回株式報酬型新株予約権 1個につき 金1円</p> <p>第3回株式報酬型新株予約権 1個につき 金1円</p> <p>第4回株式報酬型新株予約権 1個につき 金1円</p> <p>第5回株式報酬型新株予約権 1個につき 金1円</p> <p>第6回株式報酬型新株予約権 1個につき 金1円</p> <p>第7回株式報酬型新株予約権 1個につき 金1円</p> <p>第13回通常型新株予約権 1個につき 金46,500円</p> <p>第14回通常型新株予約権 1個につき 金109,900円</p> <p>第15回通常型新株予約権 1個につき 金54,700円</p> <p>第16回通常型新株予約権 1個につき 金73,800円</p> <p>第17回通常型新株予約権 1個につき 金43,000円</p> <p>第18回通常型新株予約権 1個につき 金1円</p>
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>(対象者株式)</p> <p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案して、公開買付者は、2025年11月12日、本公開買付価格を2,210円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格2,210円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年11月11日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,691円に対して30.69%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,677円に対して31.78%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,690円に対して30.77%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,697円に対して30.23%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格2,210円は、本書提出日の前営業日である2025年11月12日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,712円に対して29.09%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>(本新株予約権)</p> <p>本新株予約権のうち第13回通常型新株予約権、第14回通常型新株予約権、第15回通常型新株予約権、第16回通常型新株予約権、第17回通常型新株予約権については、本書提出日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格(2,210円)を下回っており、かつ権利行使期間が到来して権利行使条件を充足しています。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である2,210円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第13回通常型新株予約権:1,745円、第14回通常型新株予約権:1,111円、第15回通常型新株予約権:1,663円、第16回通常型新株予約権:1,472円、第17回通常型新株予約権:1,780円)に当該本新株予約権1個の目的となる対象者株式数を乗じた金額とすることをそれぞれ決定いたしました。</p>

	<p>他方で、本株式報酬型新株予約権については、本地位喪失行使条件を充足する場合に限り権利行使することができるものとされているため、公開買付者が本株式報酬型新株予約権を取得しても行使することができないこと等を考慮し、また、第18回通常型新株予約権については、本書提出日現在において、権利行使期間が未到来であるため、当該本新株予約権に係る本新株予約権買付価格をそれぞれ1円と決定いたしました。</p> <p>また、本新株予約権は、いずれも新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのこと。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2025年11月12日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、当該本新株予約権の譲渡を包括的に承認する旨の決議をしたとのこと。</p> <p>なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。</p> <p>なお、本ファンドは、2025年5月27日に払込を完了した第三者割当により、対象者株式16,108,300株を1株当たり1,552円で取得しております。当該取得価格（1,552円）と本公開買付価格（2,210円）との間には658円の差異が生じておりますが、これは、当該第三者割当の払込金額が、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠して、当該第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日である2025年4月4日の対象者株式の東京証券所プライム市場における終値を基準として9.98%ディスカウントした金額に決定されたものであるのに対し、本公開買付価格は本書提出日の直前営業日である2025年11月12日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,712円に対して29.09%のプレミアムを加えた価格であるためです。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>公開買付者及び対象者との間の本公開買付価格に関する交渉内容及び過程については、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）</p> <p>本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）又は支配株主による公開買付けには該当しないものの、公開買付者及び対象者の筆頭株主である本ファンドが本公開買付けを含む本取引を通じて対象者株式を非公開化し、対象者の株主を公開買付者及び本ファンドのみとすることを企図しており、タイヨウ・パシフィック・パートナーズと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、慎重を期して、本公開買付価格の公正性を担保するための措置、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。</p> <p>なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p>対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>（ ）算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係</p> <p>対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券に対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、2025年11月11日付で、対象者株式価値算定書を取得したとのこと。</p>

S M B C 日興証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、S M B C 日興証券は、対象者グループ及びタイヨウ・パシフィック・パートナーズに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を行っている株式会社三井住友銀行と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業の一員とのことですが、対象者は、S M B C 日興証券の第三者算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてS M B C 日興証券における対象者株式の株式価値の算定を実施する部署とその他の部署及び株式会社三井住友銀行との間で社内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、対象者とS M B C 日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているためファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されていること、S M B C 日興証券は公開買付関連当事者のいずれの関連当事者にも該当せず、対象者がS M B C 日興証券に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼することに関し、特段の問題はないと考えられることを踏まえた上で、S M B C 日興証券をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選任しているとのことです。本特別委員会は、初回の会合において、S M B C 日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。

なお、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、S M B C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

また、本取引に係るS M B C 日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりS M B C 日興証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

() 算定の概要

S M B C 日興証券は、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにD C F 法を算定手法として用いて対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2025年11月11日付でS M B C 日興証券より対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,677円から1,697円
類似上場会社比較法	: 1,371円から2,085円
D C F 法	: 1,989円から3,262円

市場株価法では、2025年11月11日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値1,691円、直近1ヶ月間の終値単純平均株価1,677円、直近3ヶ月間の終値単純平均株価1,690円及び直近6ヶ月間の終値単純平均株価1,697円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を1,677円～1,697円と算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,371円～2,085円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者から提供された2025年12月期から2027年12月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年12月期第2四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を1,989円～3,262円と分析しているとのことです。

なお、本事業計画は、2025年2月にはその2段階目となる第2次中期経営計画を時点修正されたものであり、これと同じく大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、受注販売台数に関して、過去20年の市況推移に鑑み、第2次中期経営計画と同様に、2025年上半期を底として以降右肩上がりに回復することを想定しており、2026年12月期には特に中国において堅実な内需に牽引され早期に回復する見込みであるため、営業利益につき前期比約112%の大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、フリー・キャッシュ・フローについて、具体的には、2025年2月12日に対象者が公表した第2次中期経営計画において見込まれていた菊川南工場及び牧之原工場の大規模リニューアル工事等に係る設備投資による多額の現金支出、業績回復に伴う運転資本（売上債権、棚卸資産）の大幅な増加に伴う現金収入減少により、2026年12月期において大幅に減少し、赤字となることを想定しているとのことです。また、その翌期である2027年12月期には、設備投資費用の減少に加え、上述のとおり営業利益の回復が継続し、2026年12月期を上回る見込みであることから黒字化し、前期比大幅な回復を見込んでいるとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。（注1）

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者から独立した法務アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、その後、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、日比谷パーク法律事務所は、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、日比谷パーク法律事務所の報酬は、時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用していないとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者は、本取引は支配株主による従属会社の買収取引やマネジメント・パイアウト（MBO）取引には該当せず、本取引には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されませんが、本公開買付けが対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われること等を踏まえ、本取引が、結果としてタイヨウ・パシフィック・パートナーズが対象者株式を非公開化する取引であるとともに、本ファンドがその他の関係会社に該当しないものの、対象者株式を議決権割合で約36.14%保有しており、見方によっては、対象者取締役会は、その構造上、本取引に係る意思決定を行うに際して、タイヨウ・パシフィック・パートナーズの影響を受ける可能性があり、本取引の是非を決定するにあたり対象者取締役会と対象者の一般株主との間に利益相反が生じる可能性が問議されることは否定できないと考えられることから、「MBO等に係る遵守事項」の適用がある場合に準じてその場合に遵守すべき手続の一部を実施することとし、2025年8月13日付の会社法第370条及び対象者定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、同日付で、公開買付関連当事者から独立した、対象者の独立社外取締役である西川勢一氏（常勤監査等委員）、片山幹雄氏、杉本基氏（監査等委員・公認会計士）及び宮田逸江氏（監査等委員・弁護士）の4名から構成される本特別委員会を設置する旨決議したとのことです。本特別委員会の委員は、設置当初から変更していないとのことです。

そして、対象者は、同取締役会において、本特別委員会に対し、（ ）本取引の是非（本取引が対象者グループの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、（ ）本取引の取引条件の公正性に関する事項、（ ）本取引の手続の公正性に関する事項、（ ）上記（ ）乃至（ ）を踏まえ、本取引が対象者の一般株主にとって公正なものであるか否かの意見に関する事項、並びに（ ）対象者取締役会が本取引の内容として実施される公開買付けに関して賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行うことの妥当性に関する事項（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問する旨を決議しているとのことです。なお、対象者は、当該決議に際し、(a)対象者取締役会は本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、(b)対象者が公開買付者と本取引の取引条件等について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けるものとする、(c)本特別委員会が必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、並びに(d)本特別委員会は、対象者の費用負担の下、その職務に関連する調査（本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めること）を行うことができること等を、併せて決議しているとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用していないとのことです。

本特別委員会は、2025年8月19日から同年11月11日まで合計13回にわたって開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、公開買付者及び対象者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、並びに対象者の第三者算定機関であるS M B C日興証券、対象者の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所及び公開買付者との面談によるヒアリング調査等を行い、本取引の内容、背景、意義・目的、対象者の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付者等との協議・交渉の過程、株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性、過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の妥当性、タイヨウ・パシフィック・パートナーズ及び対象者の資本業務提携の状況、公開買付者及び対象者が意思決定をするに至る経緯並びにその後の検討経緯、開示の適正性その他本取引に関連する事項について慎重に検討を行ったとのことです。また、本特別委員会は、対象者の取締役から事業計画について説明を受け、2025年2月開示の対象者中期経営計画における財務予測との比較において質疑応答を行った上で、S M B C日興証券から対象者株式価値算定書について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査を行ったとのことです。加えて、本特別委員会は、対象者の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所から対象者が得た、対象者における本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容についても説明を受け、検討をしたとのことです。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、上記本諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2025年11月11日に、対象者の取締役会に対し、委員全員的一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

() 答申内容

- (a) 本取引が対象者グループの企業価値の向上に資するものと認められ、本取引はその目的において合理的であり、是認できる。
- (b) 本取引の取引条件は、妥当であることが認められ、公正である。
- (c) 本取引の手続は公正である。
- (d) 上記(a)から(c)までの意見を踏まえ、本取引は公正な手続を通じ対象者の一般株主の利益に十分に配慮がなされたものである。
- (e) 上記(d)の意見から、対象者取締役会が本取引の内容として実施される公開買付けに関して賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行うにおいては、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であるが、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該新株予約権者の判断に委ねることが妥当である。

() 答申理由

- (a) 本取引の是非（本取引が対象者グループの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項

(ア) 検討アプローチ

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者グループの企業価値の具体的内容等について、タイヨウ・パシフィック・パートナーズが届出予定の公開買付届出書ドラフト、本取引に関して対象者が適時開示予定の関連書類ドラフトその他本特別委員会に提出された書類を精査するとともに、タイヨウ・パシフィック・パートナーズ及び対象者に対して質疑を行い、大要、本取引に関して開示される事実等の信ぴょう性及び客観性を確認した上で、本取引により期待されるシナジー（本取引のメリット）及び本取引のデメリットを検討することで、本取引の合理性を検証した。本取引のデメリットについては、本取引が、一般株主に対象者の株主としての地位から退出していただく効果を有するものであることから、単に本取引にメリットがあるというだけでなく、本取引を実施するには上場廃止が避けられないのかという観点からの検討も行ったものである。

(イ) 検討

上記事項の具体的な確認事項及びこれらを踏まえた対象者グループの企業価値向上の可能性等について、本特別委員会は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かについての審議及び検討を行い、次のとおり、その合理性を検証した。

まず、対象者を取り巻く事業環境において、工作機械事業、特機事業共に競合他社との競争が激化しており、対象者が策定した第2次中期経営計画（対象者が2025年2月12日に公表した、2025年12月期から2027年12月期を「変革の推進」と位置づけた第2次中期経営計画をいう。以下同じ。）の下、激化する競争に対して、既存事業の構造的改革、また、収益源多様化の観点で取り組んでいる新規事業立上げは、スピード感をもって迅速に断行していく必要があると考えているという点に不合理な点は認められない。

そして、対象者としては、経営管理体制や事業ポートフォリオにおける資源配分に関する抜本的構造改革を行うことで、激化する競争環境下でも現在以上の競争力を獲得することができ、第2次中期経営計画の達成、ひいては2030年の目指す姿への進化を遂げることができると考えているところ、対象者が上場しており、対象者に少数株主が存在している現在の状況では、対象者の少数株主の利益を図る観点から、短期的な株式市場からの評価を意思決定における重要な考慮要素とせざるを得ず、機動的な経営資源の活用や意思決定の柔軟性及びスピードには一定の制約があると認識し、本取引により対象者が非公開化することで、そうした制約を受けずに、短期的な業績にとらわれない中長期的な視点での取り組みや意思決定の迅速化を実現できると考えているという点にも不合理な点は認められない。

また、対象者は、上場企業である限り発生する上場維持費用、金融商品取引法上の開示及び監査に対応するリソース・費用、IR費用等の株主対応に関する経営資源を事業への投資に振り向けることができ、また、タイヨウ・パシフィック・パートナーズがこれまでに培ってきた、国内外の投資先の投資事例における経営ノウハウ、事業改革支援の経験及びタイヨウ・パシフィック・パートナーズが保有する人材面と資金面を中心とした経営資源等を活用することにより、対象者の課題と考える事項の改善、対象者中期経営計画への取り組みや経営課題への対応をはじめとした各種施策の実行が可能になると考えており、対象者としては、本取引を通じて対象者が非公開化し、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの協働が可能となることで、対象者プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(2) 意見の根拠及び理由」「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」「() 検討・交渉の経緯」「(ア)～(ウ)」に記載のような施策の実施が可能となり、対象者の企業価値向上に資するものと判断している点に不合理な点は認められない。

なお、対象者株式の非公開化が行われた場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことが出来なくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による人財の確保及び取引先その他ステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性が考えられる。

しかしながら、現在、対象者はエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込んでいないとのことであり、事業から生じるキャッシュ・フローや金融機関からの借入れにより、資金確保は可能であると認められること、また、証券取引所への上場から30年以上経過し、上場による対象者のブランド力や取引先に対する信用力は凡そ確保できていること、加えて、これまでの事業活動を通じて顧客・取引先・従業員に対する信用力及び知名度は既に確保できていることから、対象者株式の非公開化による人財の確保及び取引先との取引に及ぼすデメリットは極めて限定的であると考えられることから、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回り、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものと認められる。

その他のタイヨウ・パシフィック・パートナーズ及び対象者の認識についても、合理性を検証したところ、特に不合理な点は認められない。

(ウ) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において慎重に審議及び検討した結果、本取引は対象者グループの企業価値の向上に資するものと認められ、本取引はその目的において合理的であり、是認できると判断するに至った。

(b) 本取引の取引条件の公正性に関する事項

(ア) 検討アプローチ

公正M&A指針は、特別委員会に対して、M&Aにおける条件の妥当性の検討に当たって、買付者との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保すること、取引条件の妥当性の判断の重要な基礎となる株式価値算定の内容と、その前提とされた財務予測や前提条件等の合理性を確認すること、買収対価の水準だけでなく、買収の方法や買収対価の種類等の妥当性についても検討することを求めている(公正M&A指針3.2.2)。

そこで、本特別委員会としても、上記の検討を通じて取引条件の妥当性を検討し、本取引における条件の公正性を判断する。

本公開買付けは、対象者株式のみならず、本新株予約権を対象としているが、各本新株予約権に係る本新株予約権買付価格が、当該本新株予約権が本公開買付けにおける買付等の期間中に行使可能であり、かつ、当該本新株予約権の行使価格が本公開買付価格を下回るものについては、本公開買付価格と当該本新株予約権1個当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額と定められており、それ以外の本新株予約権については、いずれも1円とされている。

まず、本株式報酬型新株予約権については、対象者グループの役員又は従業員の地位にあったものがその地位を離れた後一定期間内にしか行使できない行使条件が付されており、公開買付者がこれらを取得しても一切行使することができず、これを以って経済的価値が存在しないと認められること、また、第18回通常型新株予約権については、本公開買付けにおける買付け等の期間中に行使することができないものであり、それ自体に行使可能価値がないことから、それらの本新株予約権買付価格が1円とされていることには経済合理性及び妥当性が認められ、その意味で公正であると考えられる。

その一方で、対象者の株主及び第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者にとっては、本公開買付けに応募すれば、本公開買付価格に基づき対象者の株主はその保有する対象者株式の対価を得ることができ、また、当該本新株予約権者も本公開買付価格と当該本新株予約権者が有する本新株予約権1個当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額の対価を得ることができることから、いずれも本公開買付価格に基づき享受すべき利益が確保され、その意味で対象者株式及び本新株予約権の売却の機会が得られることができると考えられるため、本取引の取引条件について同列に考えることができる。

(イ) 公開買付者等との協議・交渉の過程

特別委員会における協議・交渉の方針や主要な論点

本特別委員会は、対象者取締役会より、本取引に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除するとともに、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、その目的を実現するための諮問機関として設置された諮問型委員会である。

かかる本特別委員会の設置目的に照らし、対象者取締役会は、本諮問事項に対する特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、本特別委員会が本取引に係る取引の条件について妥当でないと判断した場合には、対象者は、当該取引を実行する旨の意思決定(本取引の内容として実施される公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。)を行わないことと定め、本取引を実施する場合における相手方との間で取引条件について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けるものとして、本特別委員会に対し、対象者による取引条件の交渉に実質的に関与するものと定めた。

これを受け、本特別委員会は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間では、対象者による取引条件の協議・交渉に委ねつつも、当該交渉に実質的に関与する機会を確保する観点から、対象者のアドバイザーを、その独立性につき本特別委員会として確認した上で一義的に活用して、本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を迅速かつ円滑にタイヨウ・パシフィック・パートナーズに伝達できるようにするほか、必要に応じて、タイヨウ・パシフィック・パートナーズと直接的に協議・質問する機会の設定を随時行方針を定めた。

その上で、2025年4月7日に対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、同年5月27日第三者割当による新株発行により、対象者株式16,108,300株を取得し、17,304,700株（所有割合：35.69%）を所有するに至り、対象者の筆頭株主となった本ファンドが公開買付者をして本取引を実施させるものであることから、本特別委員会として、とりわけ、本資本業務提携との関係（目的の整合性、一貫性等）に留意して、これを主要な論点として本取引の取引条件を検証することとした。

時系列での協議の経過と特別委員会の関与状況

本意向表明書受領後、本特別委員会の設置を経て、対象者が、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示及び要請等に基づいた上で、S M B C日興証券及び日比谷パーク法律事務所から助言を受けながら、本公開買付価格その他本取引の取引条件に関してタイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で実施した協議・交渉の経過並びに本特別委員会の関与状況は、対象者プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()検討・交渉の経緯」に記載のとおりである。

かかる検討・交渉過程において、本特別委員会は、対象者の企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が実行されることを目指し、適宜、対象者や対象者のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってきた。

具体的には、まず、対象者がタイヨウ・パシフィック・パートナーズに対して提示し、また、S M B C日興証券が対象者株式の価値算定において基礎とする本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その開示について承認し、その後本事業計画の内容に修正等が生じた場合には、都度、その修正等の確認をした。

また、本特別委員会は、対象者の企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が実行されることを目指し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券がタイヨウ・パシフィック・パートナーズとの価格交渉を行うにあたり、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行わせてきており、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから本公開買付価格等についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行わせ、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの交渉方針等について本特別委員会において審議し、本特別委員会から示された意見、指示、要請等に従って事後の対応等をさせてきた。

小括

以上より、本特別委員会は、対象者がタイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で行った協議・交渉が対象者の企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が実行されることを目指して行われてきていると合理的に認められ、本公開買付価格が、このような真摯な交渉を重ねた上でタイヨウ・パシフィック・パートナーズによる合計7回の価格提案を引出し、その結果として当初提案（1,900円）から15%超の価格の引上げを実現して合意に至った価格であると認められ、これを覆すに足る事情は認められないと判断する。

なお、このようにして定められた協議・交渉の方針や主要な論点についての考え方について、本特別委員会は本答申書作成に至るまで一貫しており、当初の協議・交渉方針から変更は一切生じていない。

(ウ) 株式価値算定内容及びその前提とされた財務予測・前提条件等の合理性

本事業計画

本特別委員会は、上記(1)の検討アプローチから、S M B C日興証券による算定結果の内容を確認するにあたり、その前提とされた財務予測や前提条件等の合理性を確認するべく、次のとおり、本事業計画における財務予測や前提条件等の合理性を検証した。

まず、本事業計画は、対象者が本取引の検討開始後に、S M B C日興証券による株式価値算定の基礎資料とすることを目的として作成したものである。本件のような取引類型においては、第三者算定機関による株式価値算定の基礎資料として、経営計画が未策定の事業年度に関する事業計画を対象会社が新たに作成することは一般的であることを踏まえれば、本取引の検討開始後に作成されたことは本事業計画の合理性に疑義を生じさせる事情とはならない。

次に、本事業計画の作成経緯について、本特別委員会は、対象者に質問書を送付して回答書を受領し、本事業計画の作成方法・作成過程を検証したが、策定に関して恣意的な点は見当たらなかった。

また、本特別委員会は、本事業計画の内容について、本事業計画が意図的に対象者の株式価値評価を押し下げるために抑制されていないか(事業計画が過度に保守的な見積りに基づくものとなっていないことを含む。)を検証した。具体的には、S M B C日興証券より事業計画に関する検討ポイントについてのレクチャーを受けた上で、対象者より本事業計画の内容及び前提(事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているかを含む。)に関する考え方等についての詳細な説明を受けた。本特別委員会は、当該説明を踏まえ、本事業計画の内容、前提及び作成経緯等に不合理な点はなく、本事業計画は恣意的にアグレッシブ又は保守的に策定されているものではないことを確認した。

なお、本事業計画は、大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでいる事業年度が含まれているが、本特別委員会は、本事業計画が、2025年2月に公表されていた第2次中期経営計画を時点修正されたものであること、大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでいる事業年度が第2次中期経営計画と同じく予測されていること、従って、本事業計画が本取引公表前に公表されていた財務予測と大きく異なる財務予測を用いているものではないことを確認した。

以上からすれば、本事業計画については、策定プロセス、策定方法のいずれからみても、いずれかの公開買付関連当事者の恣意的な圧力が介在した事実は認められない上、内容も合理的なものと認められる。

算定者の独立性・利害関係

本特別委員会は、対象者がファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として起用したS M B C日興証券が対象者グループ及びタイヨウ・パシフィック・パートナーズに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を行っている株式会社三井住友銀行と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業の一員であることから、S M B C日興証券に対し、その第三者算定機関としての実績を確認すること以外にも、弊害防止措置としてS M B C日興証券における対象者株式の株式価値の算定を実施する部署とその他の部署及び株式会社三井住友銀行との間で社内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、対象者とS M B C日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているためファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されていること、S M B C日興証券は公開買付関連当事者のいずれの関連当事者にも該当しないことを確認した。

このようにして本特別委員会が確認したところによれば、対象者がS M B C日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者の企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が実行されることを目指して価格交渉上の助言を得ることに関し、特段の問題はないと認められ、これを覆すに足る事情は見当たらない。

算定結果

S M B C日興証券は、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）を算定手法として用いて対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2025年11月11日付でS M B C日興証券より対象者株式価値算定書を取得したので、本特別委員会は、これを精査したが、対象者プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格は、市場株価平均法及び類似会社比較法の各算定結果の上限を上回り、かつ、DCF法の算定結果レンジの範囲内の水準であった。なお、DCF法の算定結果レンジの中央値を下回るが、本特別委員会の実質的な関与の下で対象者が真摯に協議・交渉した結果としてタイヨウ・パシフィック・パートナーズによる合計7回の価格提案を引出し、当初提案（1,900円）から15%超の価格の引上げを実現して合意がなされたことを踏まえると、中央値を下回る水準であることのみをもって不当とは判断できない。

小括

本特別委員会は、S M B C日興証券から株式価値評価に用いられた算定方法及び評価手法の選択等について説明を受けるとともに、S M B C日興証券及び対象者に対して評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる本事業計画、本事業計画に基づく財務予測、継続価値の算定方法の選択、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(エ) 過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の妥当性

過去の市場株価

対象者は、2025年8月12日付「2025年12月期第2四半期（中間期）の業績予想値と実績値との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、2025年2月12日に公表した2025年12月期（2025年1月1日～2025年12月31日）第2四半期（中間期）の業績予想値と、同日公表の実績値との差異（以下「本件下方修正」という。）について公表している。

本件下方修正前後の対象者株価の推移を検証したところ、当該開示直前取引日終値で1株当たり1,835円であったが、当該開示後現在に至るまで、同1,650円前後に下落していることが認められる。

しかしながら、その公表内容によれば、第2四半期（中間期）の業績につき、主力の工作機械事業では国内市場や欧州市場において販売が低調に推移したものの、中国市場では内需が好調であったことや米国市場において改善がみられたことに加えて為替の円高の影響を受けたことにより、売上、利益ともは前回予想を上回った一方で、通期の業績予想については、工作機械事業の中国向けの販売が引き続き好調に推移すると見込まれるものの、その他の地域では米国の通商政策の影響を受けることなどにより当初見込んでいた市況の回復が遅れる見込みであることから、売上は前回予想を下回る見通しであり、利益についても、かかる売上の減少に伴い前回予想を下回る見通しであることから、本件下方修正を公表したとのことであるところ、第2四半期（中間期）の業績については同日付決算短信で公表されたとおりであり、また、為替の円高の影響も、見通しの前提となる第3四半期以降の為替レートにつき米ドルが145円に据え置かれ、ユーロが150円から170円に変更しているとのことであるが、かかる為替レートの設定においても不合理な点は認められない。

同種事件におけるプレミアム水準の妥当性

公正なM & A 指針が公表された2019年6月28日以降、2025年9月30日までに成立した公開買付者が国内上場会社の完全子会社化（上場廃止）を目的として開始した公開買付事例のうち、本公開買付けと類似性が認められない事例（公開買付け前において対象会社が買付者の連結子会社又は関連会社である事例、MBO事例、同意なき買収事例、対抗的な公開買付け事例、二段階公開買付け事例）を除いた公開買付事例133件のプレミアムの中央値（34.5%～44.4%）との比較において不合理なプレミアム水準とまではいえない。

(オ) その他

少数株主の過去取得価格との比較

対象者株式の株価は市況環境にシクリカルに推移する傾向が認められるところ、2025年4月3日公表のトランプ関税等の外部要因により下落した株価が、それ以降徐々に公表前の水準に回復傾向にあったが、本件下方修正の開示を受けて急落していることは既述のとおりであり、本資本業務提携による第三者割当増資前の1株当たりの平均株価が1,846円であった一方で、本資本業務提携による第三者割当増資後の1株当たりの平均株価が1,681円となっている。

また、直近10年間（2015年11月1日乃至2025年11月4日）の株価・出来高推移によれば、1株当たり10年最高株価も2,473円に止まり、その取引期間内においては、1,550円から1,849円の取引価格帯がボリュームゾーンとなっていることが認められるところ、本公開買付価格であれば、直近10年間の出来高ベースで、96%を超える数の対象者株主の理論上の取得価格を上回ると試算されることが認められる。

過去最高株価との比較

同じく直近10年間（2015年11月1日乃至2025年11月4日）の株価・出来高推移によれば、直近5年間の最高株価が1株当たり2,172円であるところ、本公開買付価格はこれを上回る水準である。なお、直近3年間の取得簿価分析でも、本資本業務提携による第三者割当増資前の株価高値圏内よりも、それ以前の2022年11月から2024年5月までの期間並びに2025年5月以降の期間において出来高が約70%を占めており、株価高値圏に入る前の株価水準（1,650～1,899円）がボリュームゾーンとなっていることが認められる。

PBRからの分析

対象者の2025年8月12日付決算短信によれば、対象者の直近四半期末である2025年6月30日時点の1株当たり連結純資産額が2,034円（小数点以下四捨五入）であるところ、これを本公開買付価格が上回る価格水準であることが認められ、PBRの観点からは合理性が認められる価格水準であるといえる。

(カ) 検討及び小括

以上のとおり、本特別委員会において慎重に審議及び検討した結果、対象者がタイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で行った協議・交渉が対象者の企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が実行されることを目指して行われてきていると合理的に認められ、SMBC日興証券による対象者株式の株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等に不合理な点は認められない。

そして、SMBC日興証券による対象者株式の株式価値算定内容によれば、本公開買付価格は、()市場株価法及び類似上場会社比較法の上限を超えており、かつ、()対象者株式の本源的価値を表すものとされるDCF法により算定された対象者株式1株当たり株式価値のレンジの範囲内の水準にあることから、一般株主にとって公正な水準に達していると考えられる。

加えて、直近10年間（2015年11月1日乃至2025年11月4日）の株価・出来高推移によれば、本公開買付価格は直近5年間の1株当たりの最高株価2,172円を上回る水準であるうえ、本公開買付価格であれば、直近10年間の出来高ベースで、96%を超える数の対象者株主の理論上の取得価格を上回ると試算されることが認められる。

また、本公開買付価格は対象者の直近四半期末である2025年6月30日時点の1株当たり連結純資産額を上回る価格水準であることが認められ、PBRの観点からは合理性が認められる価格水準であるといえる。

以上より、過去の市場株価推移に不合理な点は認められない中で、本公開買付価格が同種案件に対するプレミアム水準の中央値(34.5%~44.4%)との比較において不合理なプレミアム水準とまではいえないことから、本公開買付価格は妥当であると認められ、公正であると判断する。

また、本公開買付価格に基づき定められているところの、第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権買付価格についても、本公開買付価格と当該本新株予約権1個当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額と定められていることから、同様に妥当であると認められ、公正であると判断する。

他方で、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権買付価格については、いずれも1円であるが、本株式報酬型新株予約権については、対象者グループの役員又は従業員の地位にあったものがその地位を離れた後一定期間内にしか行使できない行使条件が付されており、公開買付者がこれらを取得しても一切行使することができず、これを以って経済的価値が存在しないと認められること、また、第18回通常型新株予約権については、本公開買付けにおける買付等の期間中に行使することができないものであり、それ自体に行使可能価値がないことから、それらの本新株予約権買付価格が1円とされていることには経済合理性及び妥当性が認められ、その意味で公正であると考えられる。

なお、本取引における買収の方法は、本公開買付けとその後のスクイズアウト手続による二段階買収の方法が予定されており、また、買収対価の種類は金銭のみとされており、我が国における非公開化の一般的な手法が採用されていることが認められ、その公正性に疑義を生ぜしめる取引条件は特に認められないことを付言する。

(c) 本取引の手続の公正性に関する事項

(ア) 検討アプローチ

本取引において、公正な手続を通じた一般株主利益の確保が認められるか否かを、公正M&A指針で挙げられている公正性担保措置の採用・運用状況を確認することを通じて検討する。

(イ) 対象者における独立した特別委員会の設置

対象者は、2025年8月18日開催の取締役会において、公開買付関連当事者からも独立した、対象者の独立社外取締役の4名から構成される本特別委員会を設置し、その設置当初から変更されることなく、本特別委員会の委員が本諮問事項を検討・審議し、本答申書を提出するに至っている。

なお、対象者取締役会において、本諮問事項について諮問する旨を決議するにあたり(a)対象者取締役会は本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、(b)対象者が公開買付者と本取引の取引条件等について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けるものとする、(c)本特別委員会が必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、並びに(d)本特別委員会は、対象者の費用負担の下、その職務に関連する調査(本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行うことができること等を、併せて決議している。

また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、時間制の報酬を支払うものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用されていないことを付言する。

(ウ) 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者から独立した法務アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、その後、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けていることが認められる。

なお、本特別委員会は、日比谷パーク法律事務所が、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないこと、並びに、日比谷パーク法律事務所報酬が時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用されていないことを確認している。

(エ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの助言の取得

対象者は、公開買付関連当事者の関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことが確認された独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券を選任し、対象者株式の株式価値の算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2025年11月11日付で対象者株式価値算定書を取得しており、本公開買付価格の公正性及び妥当性を担保していることが認められる。

(オ) 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したことが認められる。

本特別委員会は、対象者が、本意向表明書を受領した後、本取引の検討（対象者株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチーム（対象者の役員11名で構成されており、取締役常務執行役員である佐藤誠悟氏を含む。）を設置し、そのメンバーが、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で本取引に関する合意がなく、利害関係のない者で構成され、本答申書の日付に至るまでかかる取扱いを継続してきていること、また、かかる対象者のプロジェクトチームのメンバー及び対象者の取締役がタイヨウ・パシフィック・パートナーズの関連当事者に該当せず、かつ、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの関係で利害関係のない公平な立場にあることについて確認している。

(カ) 対象者における利害関係を有しない取締役による審議

会社法上、取締役会決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない（会社法第369条第2項）。ここでいう「特別の利害関係」とは、特定の取締役が、当該決議について、会社に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係乃至は会社外の利害関係を意味すると解されている。

なお、当該「特別の利害関係」を有する取締役の範囲は、解釈問題となるものの、MBOにおける意思決定の透明性・合理性を高めるという観点からは、当該「特別の利害関係」を広く解釈することも検討すべきとの指摘もあり、例えば、MBOを行う代表取締役のみならず、買付者側への出資や経営参画につき既に合意が成立している取締役も除外されると解釈すべきではないかとの指摘があるが、本取引では、かかる指摘に配慮するとしても、公開買付者やその発行済株式の全て所有する本ファンドに対して出資している者はおらず、また、本ファンドや公開買付者に現段階で出資することが予定されている取締役は存在しないとのことである。

なお、本特別委員会がタイヨウ・パシフィック・パートナーズに確認したところによれば、本公開買付けの開始時点において、公開買付者は、対象者の役員を含む現状の経営体制を維持する方針であり、本公開買付け後も引き続き職務を執行させるとともに、本資本業務提携契約に基づき本ファンドから対象者に対して1名の取締役を派遣することができるが、具体的な派遣人員や派遣時期を決めておらず、必要に応じて、外部又はタイヨウ・パシフィック・パートナーズから経営人材を補強することも検討することもあり得るものの、本公開買付け実施後の対象者の経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、対象者と協議しながら決定していく予定とのことである。

そして、一部の役員に対し、公開買付者又は本ファンドを含むタイヨウ・パシフィック・パートナーズから利益供与がなされ、又は、その合意がなされている場合には、当該役員は、上記「特別の利害関係」を有するとの疑義が生じるところ、本特別委員会が確認する限り、そのようなことを疑わせる事情は特に認められない。

(キ) 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日とすることが予定されており、このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されるとともに、対象者株式について公開買付者以外の他の買付者が買付け等を行う機会がある程度確保されていると認められる。

なお、対象者が、情報管理の観点より、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含む。以下同じ。）を実施していないが、下記(ク)その他本項の他の号で指摘した本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、本特別委員会は、積極的なマーケット・チェックを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはないと判断した。

(ク) 取引保護条項等の不存在

タイヨウ・パシフィック・パートナーズと対象者との間で、対象者株式について、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していないとのことである。また、対象者取締役会は、「対象者株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入していないことが認められる。

これは、公開買付けにおいて、公開買付価格（非公開化の対価）が低すぎると市場に評価される場合、対抗的買収提案（対抗的公開買付けの予告を含む。）が行われる可能性を排除しないものであり、これにより、「対抗的買収提案が行われなかったこと」が公開買付価格の公正性の根拠となる「素地」が整うと考えられる。

以上により、上記(キ)において指摘した公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保され得ると認められる。

(ケ) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しないことの合理性

本公開買付けの買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」条件を満たす水準を下回っている。

但し、公正M & A指針3.5.2において、買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合における企業価値の向上に資するM & Aに対する阻害効果の懸念等が指摘されているところである。本取引は、支配株主による従属会社の買収取引とは異なるものの、本取引においても、本公開買付けの買付予定数を、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たす水準に引き上げることにより、公正・妥当な価格での一般株主による対象者株式等の売却の機会が阻害されるおそれは完全に否定できない。

また、本取引においては、本項各号の各公正性担保措置が有効に機能しているものと判断でき、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しなくても、他の充実した公正性担保措置によって、これを補い、全体として取引条件の公正さが担保されていると認められる。

(コ) 情報開示の状況及び情報の非対称性問題の解消

公正M & A指針では、一般株主による取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料の提供が推奨されており（公正M & A指針3.6.1）、具体的には、特別委員会に関する情報や株式価値算定書に関する情報等についての充実した開示が期待されている（公正M & A指針3.6.2）。

本取引においては、本書及び対象者プレスリリースドラフトその他の適時開示書類において、上記を含む一般少数株主の適切な判断に資する充実した情報が十分に開示されることが優に認められる。

また、本特別委員会は、本公開買付けの開始並びに本公開買付けと同時に対象者決算短信において公表されることが予定された重要事実を除き、対象者株式の株価乃至は企業価値に影響する対象者の非公開情報が特に存在しないことを確認した。

また、対象者株式の株価は、直近6ヶ月において、2025年4月3日のトランプ相互関税発表の影響で、同月9日終値で1株当たり1,439円の底値を付けてから徐々に回復傾向にあることが指摘できるが、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で本取引の協議を開始する契機となった本意向表明書を受領した2025年8月8日以降、対象者株式の市場株価を押し下げようとする情報開示と一般的には認められる本件下方修正の開示がなされ、当該開示直前取引日終値で1株当たり1,835円であったのが、当該開示後現在に至るまで、同1,650円前後に下落しているが、当該開示は、上記(b)(エ)にて検討したとおり、当該開示を行う背景、理由等は合理的であり、何らかの恣意が介在したことを疑わせるに足る事情は見当たらない。

以上より、本特別委員会は、本公開買付けの開始とそれに伴う重要事実に係る必要な情報開示が適時かつ適切になされる限り、対象者により情報開示が適時且つ適切に行われてきていると認められるから、本取引につき対象者取締役会と対象者の株主との間には「情報の非対称性」は生じていないと判断する。

(サ) 二段階買収の予定の明示的な表明による強圧性の解消

上記「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引において、公開買付者は、二段階方式で本取引を実行することを予定しているが、かかる取引の構造上生じる強圧性（構造的強圧性、structural coercion）を解消する方策として、いわゆる100%買収の方法、すなわち、買収者が全発行済株式を対象にして公開買付けを行い、それにより支配権の取得に成功したら（支配権の取得に必要なだけの応募がないときは1株も買付けない。）、公開買付けと同額の対価でスクイズアウトを行う方法を採用する予定であることが明らかにされている。

すなわち、公開買付者が予定する二段階買収に係る具体的な手続について明示した上で、それらの実施時期等についてそれぞれ目途を具体的に示しつつ、決定できないものについては、対象者と協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表するよう要請する予定であることが本書や対象者プレスリリースにおいて明確に記載されていることが確認でき、レックス・ホールディングス事件最高裁決定の田原裁判官補足意見やサンスター事件大阪高裁決定が「『強圧的な効果』に該当しかねない表現が用いられている。」と非難した記載方法が用いられることなく、二段階買収の予定が明確に表明されていると認められることから、かかる本書及び対象者プレスリリースにより本取引の開示等がなされたのであれば、株主に対する強圧的效果を排除する効果が認められる。

従って、対象者の株主は、本公開買付けに応じずに少数株主として残ると、応じた場合に比べて不利益に扱われるのではないかといった心理的圧力を受けずに、本公開買付けへの応募の是非を判断することが可能となっていることが認められる。

(シ) 二段階買収の可及的速やかなる実施

第一段階の公開買付けが成立した場合、市場における流動性が低くなり、所有する株式を売却することが困難になるなど、公開買付けに応募しなかった株主は不安定な地位に置かれることになるほか、公開買付け後の期間が長くなれば、支配株主となった買収者が少数株主に対して、公開買付けに反対したことに対し、報復的措置を行う可能性が高まると少数株主が感じる事となり、公開買付けに応募するかどうかを判断するに際して、公開買付けが成立した後、スクイズアウトするまでの期間が長期であればあるほど、そのことが強圧的な公開買付けに該当すると認められる要素となり得る。

公開買付者は、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2026年2月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定であるとのことであり、株式併合が本公開買付けの成立後可及的速やかに実施されることが見込まれていることから、これにより、株主に対する強圧的效果を排除する効果が認められる。

(ス) 小括

以上より、前各号において示した措置により、取引条件の形成過程において実質的に独立当事者間取引といえる状況が確保され、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保がなされていると認められるから(公正M&A指針2.4)、本特別委員会は、本取引においてその手続の公正性が担保されていると判断する。

(d) 上記を踏まえ、本取引が対象者の一般株主にとって公正なものであるか否かの意見に関する事項

上記を踏まえ慎重に審議及び検討した結果、本取引は、対象者の企業価値向上に資することから是認することができ、本取引の取引条件も公開買付者等との協議・交渉の過程に不合理な点は認められないうえ、本公開買付価格については、対象者株式の株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性が認められるところ、S M B C日興証券による対象者株式の株式価値算定内容によれば、本公開買付価格は、()市場株価法及び類似上場会社比較法の上限を超えており、かつ、()対象者株式の本源的価値を表すものとされるDCF法により算定された対象者株式1株当たり株式価値のレンジの範囲内の水準にあることから、一般株主にとって公正な水準に達していると考えられることに加え、直近5年間の最高株価を上回る水準であること、直近10年間の出来高ベースで96%を超える数の対象者株主の理論上の取得価格を上回ると試算されること、対象者の直近四半期末である2025年6月30日時点の1株当たり連結純資産額を上回る価格水準であることなどその他の事情を勘案しても公正であると認められ、かつ、本取引に係る手続の公正性も認められることから、本特別委員会は、本取引は公正な手続を通じ対象者の一般株主の利益に十分に配慮がなされたものであると判断するに至った。

(e) 対象者取締役会が本取引の内容として実施される公開買付けに関して賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行うことの妥当性に関する事項

上記(d)記載の意見から、対象者取締役会が本取引の内容として実施される公開買付けに関して賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行うにおいては、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であるが、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、その保有する本株式報酬型新株予約権については、対象者グループの役員又は従業員の地位にあったものがその地位を離れた後一定期間内にしか行使できない行使条件が付されており、公開買付者がこれらを取得しても一切行使することができず、これを以って経済的価値が存在しないと認められること、また、第18回通常型新株予約権については、本公開買付けにおける買付等の期間中に行使することができないものであり、それ自体に行使可能価値がないことから、それらの本新株予約権買付価格が1円とされていることには経済合理性及び妥当性が認められ、その意味で公正であるものの、当該本新株予約権者の判断に委ねることが妥当である。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、本意向表明書を受領した後、本取引の検討（対象者株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含むとのことです。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチーム（対象者の役職員11名で構成されており、取締役常務執行役員である佐藤誠悟氏を含むとのことです。）を設置し、そのメンバーは、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で本取引に関する合意がなく、利害関係のない者で構成されているものとし、2025年11月12日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

なお、かかる対象者のプロジェクトチームのメンバー及び対象者の取締役がタイヨウ・パシフィック・パートナーズの関連当事者に該当せず、かつ、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの関係で利害関係のない公平な立場にあることについては、本特別委員会の確認を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、S M B C日興証券から受けた財務的見地からの助言及び対象者株式価値算定書の内容、並びに日比谷パーク法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引が対象者の企業価値向上に資するかどうか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年11月12日開催の取締役会において、対象者の取締役7名（うち4名が独立社外取締役）の全員一致により、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格（2,210円）並びに公開買付期間及び買付予定数の下限等の本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当なものであり、本公開買付けに関して、賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様及び第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、また、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最低期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止し、又は対象者が本公開買付けへの賛同を撤回することを禁止するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。なお、対象者は、情報管理の観点より、実務上、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含みます。）の実施は必ずしも容易とはいえないことから、これを実施していないとのことです。本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはないと考えているとのことです。

（注1） S M B C日興証券は、対象者株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき対象者において一切認識されていないことを前提としているとのことです。また、対象者及

びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。さらに、対象者及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに対象者株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。S M B C日興証券が、対象者株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、対象者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者株式価値算定書において、S M B C日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。S M B C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。なお、S M B C日興証券の算定結果は、S M B C日興証券が対象者の依頼により、対象者取締役会及び本特別委員会が本公開買付価格を検討するための参考に資することを唯一の目的として対象者に提出したものであり、当該算定結果は、S M B C日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	31,183,272 (株)	14,800,700 (株)	- (株)
合計	31,183,272 (株)	14,800,700 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(14,800,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(14,800,700株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である本基準株式数(48,487,972株)から、本ファンドが所有する対象者株式(17,304,700株)を控除した株式数(31,183,272株)を記載しております。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式及び本ファンドが所有する対象者株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	311,832
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	6,240
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月13日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月13日現在)(個)(g)	173,047
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(j)	478,155
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	64.31
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(31,183,272株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月13日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年8月13日に提出した第101期半期報告書に記載された2025年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(48,487,972株)に係る議決権の数(484,879個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関して、2025年10月7日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年10月29日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年10月31日付で上記届出を取り下げしております。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、公開買付者は、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに再度の届出を行うことを予定しております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

本公開買付けに応募しようとする方（株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受け付けは行いません。

本公開買付けに係る株式の応募の受け付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」といいます。）に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権譲渡承認請求書兼譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、本新株予約権者であることの確認書類として、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」を併せてご提出ください。「新株予約権譲渡承認請求書兼譲渡承認通知書」、新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類及び「新株予約権原簿記載事項証明書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、本新株予約権の応募の受け付けを行いません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号及び本人確認書類（注2）が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、外国人株主からの応募の受け付けを行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せください。よろしくお願いいたします。

(注2) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要になります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号(マイナンバー)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

番号確認書類		通知カード	個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
+		+	+
本人確認書類	個人番号カード (両面) 顔写真付き	a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの書類2つ (a.の提出が困難な場合) ・住民票の写し ・住民票の記載事項証明書 ・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等	a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの書類1つ (a.の提出が困難な場合) ・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等

- ・個人番号カード(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

法人株主の場合 「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（ 1 ）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（ 2 ）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ 3 ）が必要となります。

- （ 1 ） 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券（パスポート）の提出をお願いいたします。
- （ 2 ） 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。
- （ 3 ） 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

（注3） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、復代理人である楽天証券株式会社のウェブサイト（<https://www.rakuten-sec.co.jp/>）にログイン後、「国内株式」「株式公開買付（TOB）」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、応募してください。

対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座（以下「応募株主等口座（復代理人）」といいます。）に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、復代理人に開設した応募株主等口座（復代理人）へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、復代理人の応募株主等口座（復代理人）に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

復代理人に証券総合取引口座を開設していない応募株主等は、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類等（注4）が必要となります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注5）。

応募株券等の全部の買付け等が行われなかった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注4） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類について

復代理人である楽天証券株式会社において新規に個人株主が証券総合取引口座を開設して応募される場合には、マイナンバー（個人番号）を確認する書類及び本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。また、法人株主の証券総合取引口座の開設には履歴事項全部証明書（法人

番号)と取引責任者の本人確認書類が必要となります。なお、復代理人において既に証券総合取引口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー(個人番号)を確認する書類又は法人番号及び本人確認書類が必要な場合があります。

なお、マイナンバー(個人番号)を確認する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは復代理人のホームページ(<https://www.rakuten-sec.co.jp/>)にてご確認ください。なお、公開買付期間中に新規に証券総合取引口座を開設される場合は、復代理人にお早目にご相談ください。

- (注5) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(楽天証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、復代理人のウェブサイト(<https://www.rakuten-sec.co.jp/>)にログイン後、「国内株式」「株式公開買付(TOB)」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、解除手続を行ってください。

解除の申出を受領する権限を有する者

楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	68,915,031,120
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	15,300,000
合計(a) + (b) + (c)	69,130,331,120

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(31,183,272株)に、本公開買付価格(2,210円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社静岡銀行 (静岡市葵区呉服町一丁目 10番地)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 弁済期: 7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 弁済期: 7年(期限一括弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3)ブリッジローン 弁済期: 6ヶ月(期限一括弁済) 金利: 株式会社静岡銀行が公表する短期プライムレートに基づく変動金利 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA 16,770,000 (2) タームローンB 39,130,000 (3)ブリッジローン 14,700,000
計(b)				70,600,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、静岡銀行から、70,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年11月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
本ファンドによる普通株式の引受けによる出資(注1、2)	5,500,000
計(d)	5,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の発行済株式総数の全てを保有する本ファンドより、公開買付者に対して5,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月12日付で取得しております。また、本ファンドは、本ファンドに対して資金を拠出する予定のTaiyo Unleash Holdings, LP(以下「Unleashファンド」といいます。)から、5,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月12日付で取得しております。

(注2) Unleashファンドは、本ファンドへの出資の実行にあたっては、手元資金(本ファンドは、金融機関の残高証明を確認することにより、Unleashファンドの手元資金を確認しております。)のほか、ファミリーオフィスであるUnleashファンドのリミテッド・パートナー(以下「UnleashファンドLP」といいます。)から必要な資金の出資を受ける予定であり、その出資の確約を得ているとのことです。また、Unleashファンドは、UnleashファンドLPの金融機関の残高証明等を確認することにより、上記出資が履行されることは確実に考えているとのことです。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

76,100,000千円 (a) + (b) + (c) + (d)

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

(2) 【決済の開始日】

2026年1月6日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座(復代理人)へお支払いいたします。

(4) 【株券等の返還方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の(みずほ証券株式会社から応募される場合)の に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、復代理人は、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（14,800,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（14,800,700株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（3,665百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（3,665百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本書掲載のこれらの数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は77円に相当します（具体的には、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された2024年12月31日現在における対象者の純資産額36,651百万円の10%に相当する額である3,665百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（48,481,334株）から、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（617,362株）を控除した株式数（47,863,972株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
2025年10月	商号をソルスティシア株式会社とし、本店所在地を東京都港区六本木六丁目10番1号、資本金を50,000円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 株式又は持分の所有による事業活動の支配・管理
2. 前号に附帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年11月13日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
50,000	1

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、5,500,000千円を上限とした出資を本ファンドから受ける予定であり、これにより、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されております。

【大株主】

2025年11月13日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP	Harneys Fiduciary (Cayman) Limited, 4th Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, PO Box 10240, Grand Cayman KY1- 1002, Cayman Islands	1	100.00
計	-	1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年11月13日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	-	クリスティン・ワタナベ	1971年11月21日	1994年6月	ラッセル・インベストメント・グループ入社	-
				2013年7月	Taiyo Pacific Partners L.P. 入社	
				2025年5月	Taiyo Pacific Partners L.P. 最高執行責任者兼最高リスク責任者兼最高コンプライアンス責任者(現任)	
				2025年10月	公開買付者代表取締役(現任)	
計						-

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年10月17日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	173,047 (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	-	-	173,047
所有株券等の合計数	-	-	173,047
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	173,047 (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	-	-	173,047
所有株券等の合計数	-	-	173,047
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2025年11月13日現在)

氏名又は名称	Taiyo Pacific Partners L.P. (タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー)
住所又は所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
職業又は事業の内容	投資運用業
連絡先	連絡者 T M I 総合法律事務所 弁護士 宮下 央 / 同 海沼 智也 / 同 林 竜希 / 同 内藤 恵介 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番 1号六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2025年11月13日現在)

氏名又は名称	Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP (タイヨウ・アンリーシュ・アクラックス・ホールディングス・エルピー)
住所又は所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-1002、郵便箱10240号、サウス・チャーチ・ストリート103番地、ハーバー・プレイス 4階、ハーニーズ・フィデューシャリー (ケイマン) ・リミテッド
職業又は事業の内容	投資運用業
連絡先	連絡者 T M I 総合法律事務所 弁護士 宮下 央 / 同 海沼 智也 / 同 林 竜希 / 同 内藤 恵介 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番 1号六本木ヒルズ森タワー23階 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する者

【所有株券等の数】

Taiyo Pacific Partners L.P. (タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー)

(2025年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	173,047 (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	173,047
所有株券等の合計数	-	-	173,047
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP (タイヨウ・アンリーシュ・アクラックス・ホールディングス・エルピー)

(2025年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	173,047 (個)	- (個)	-
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	173,047	-	-
所有株券等の合計数	173,047	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) Taiyo Unleash Acrux Holdings, LPが所有する対象者株式は、投資一任契約によりTaiyo Pacific Partners L.P.が投資権限及び議決権行使権限を有しています。そのため、Taiyo Unleash Acrux Holdings, LPの「所有する株券等の数」として記載している議決権については、上記Taiyo Pacific Partners L.P.の「所有株券等の数」の表の「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」に含まれております。当該議決権の重複計上を避けるため、「1 株券等の所有状況」の「(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計」及び「(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)」においては、当該議決権は「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」として記載しており、「所有する株券等の数」には含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2025年11月12日付で、Taiyo Pacific Partners L.P.との間で本不応募契約を締結し、Taiyo Pacific Partners L.P.が投資権限及び議決権行使権限を有する対象者株式の全て(17,304,700株、所有割合:35.69%)について、本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨を合意しております。また、本スクイズアウト手続完了までの間、Taiyo Pacific Partners L.P.が投資権限及び議決権行使権限を有し、本ファンドが所有する対象者株式の全部又は一部について、理由のいかんにかかわらず、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むが、これに限らない。但し、公開買付者が本公開買付け及び本スクイズアウト手続の決済に要する資金を調達するために行う借入の貸付人に対する担保提供を除く。)を行わない旨を合意しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者のうち第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本株式報酬型新株予約権及び第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのこと。なお、当該対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
最高株価(円)	1,733	1,746	1,773	1,878	1,716	1,741	1,718
最低株価(円)	1,624	1,629	1,669	1,670	1,665	1,623	1,607

(注) 2025年11月については、11月12日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2024年3月28日 関東財務局長に提出
 事業年度 第100期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月27日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第101期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月13日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 に記載の第101期半期報告書の訂正報告書)を2025年11月12日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

スター精密株式会社
 (静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「2025年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年11月12日付で「2025年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けていないとのことです。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	2025年12月期第3四半期連結累計期間
売上高	51,642百万円
売上原価	32,065百万円
販売費及び一般管理費	15,818百万円
営業外収益	588百万円
営業外費用	365百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,731百万円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年12月期第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	67.12円
1株当たり配当額	円

(2)「2025年12月期期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年11月12日付で「2025年12月期期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」を公表しております。対象者は、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年8月12日に公表した2025年12月期の配当予想を修正し、同期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(3)「譲渡制限付株式報酬制度の廃止及び自己株式の無償取得に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年11月12日付で「譲渡制限付株式報酬制度の廃止及び自己株式の無償取得に関するお知らせ」を公表しております。対象者は、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式報酬制度を廃止するとともに、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けに係る決済の開始日以降の任意の時点をもって、本譲渡制限付株式の全部を無償取得することを決議したとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(4)「当社発行の新株予約権の譲渡承認に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年11月12日付で「当社発行の新株予約権の譲渡承認に関するお知らせ」を公表しております。対象者は、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、当該本新株予約権の譲渡を包括的に承認する旨の決議をしたとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。